

# PDP

RIETI Policy Discussion Paper Series 11-P-013

**【WTO パネル・上級委員会報告書解説③】**  
**中国—出版物等の貿易権及び流通サービスに関する措置**  
**(WT/DS363/R, WT/DS363/AB/R)**  
**—非 GATT 規定違反の GATT20 条正当化の可否を中心に—**

川島 富士雄  
名古屋大学



独立行政法人経済産業研究所  
<http://www.rieti.go.jp/jp/>

**【WTO パネル・上級委員会報告書解説③】**  
**中国—出版物等の貿易権及び流通サービスに関する措置**  
**(WT/DS363/R, WT/DS363/AB/R)**  
**—非 GATT 規定違反の GATT20 条正当化の可否を中心に—\***

川島富士雄（名古屋大学）\*\*

要 旨

WTO パネル及び上級委員会は、中国の出版物等の貿易権及び流通サービスに関する措置事件において、米国の主張を受け入れ、中国の措置が、第 1 に、中国 WTO 加盟議定書における貿易権供与義務に違反し、GATT20 条 a 号によって正当化されない、第 2 に、GATS16 条、17 条及び GATT3 条 4 項にそれぞれに違反するとの報告書を下した。本報告書は、第 1 に、中国 WTO 加盟議定書における貿易権供与義務規定について初めて解釈を示した。第 2 に、同規定の適用される客観的範囲の確定を通じ、「物品」の範囲に関する重要な先例を提示した。第 3 に、GATT 以外の規定違反に対する GATT20 条援用可能性を初めて明確な形で認めた。第 4 に、公德（public morals）の保護のために必要な措置の正当化を認める GATT20 条 a 号について初めて解釈を示し、国家による検閲措置の具体的実施方法の WTO 適合性という極めて機微に触れる問題を扱った。第 5 に、中国のサービス約束表上の「音楽録音の流通サービス」は、電子的な手段による流通も含むとの解釈を示した。本稿は、本報告書の事案と判断を紹介した上で、WTO 協定及び中国加盟議定書の解釈に分析を加え、そこで示された解釈が将来の紛争に対しどのような示唆を与えるか検討する。

キーワード：中国、WTO、GATT、GATS、加盟議定書、貿易権、検閲、出版物、公德  
JEL classification: K33

RIETI ポリシーディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独)経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

\* 本稿は〔独〕経済産業研究所「現代国際通商システムの総合的研究」プロジェクト（代表：川瀬剛志フェルティフェロー）の成果の一環である。その内容については、同プロジェクトの一環である平成 22 年度パネル研究会（座長、松下満雄東京大学名誉教授）の第 2 回研究会（2010 年 11 月 25 日）において報告の機会を与えられ、貴重な意見を寄せていただいた。同研究会メンバーに感謝申し上げる。なお、本稿は、科学研究費補助金・基盤研究 (C)「東アジアにおける市場開放と市場経済化にともなう法的諸問題の研究」（代表：川島富士雄）の成果の一部でもある。

\*\* 名古屋大学大学院国際開発研究科教授／email: fkawa@gsid.nagoya-u.ac.jp

## I. はじめに：本件の位置づけ

世界貿易機関（以下「WTO」という。）のパネル及び上級委員会（以下「上級委」という。）は、中国の出版物等の貿易権及び流通サービスに関する措置事件（WT/DS363）において、米国の主張を受け入れ、中国の措置が、第 1 に、中国 WTO 加盟議定書（以下「議定書」という。）<sup>1</sup>における貿易権供与義務に違反し、関税及び貿易に関する一般協定（以下「GATT」という。）20 条 a 号によって正当化されない、第 2 に、サービスに関する一般協定（以下「GATS」という。）16 条（市場アクセス）及び 17 条（内国民待遇原則）に違反する、並びに第 3 に、GATT3 条 4 項（内国民待遇原則）に違反するとの報告書を下した。本報告書には、大きく次の 5 つの意義が認められる。第 1 に、議定書における貿易権供与義務規定について初めて解釈を示した。第 2 に、同規定の適用される客観的範囲の確定を通じ、「物品」の範囲に関する重要な先例を提示した。第 3 に、GATT 以外の規定違反に対する GATT20 条援用可能性を初めて明確な形で認めた。第 4 に、公徳の保護のために必要な措置の正当化を認める GATT20 条 a 号について初めて解釈を示し、国家による検閲措置の具体的実施方法の WTO 適合性という極めて機微に触れる問題を扱った。第 5 に、中国のサービス約束表上の「音楽録音の流通サービス」は、電子的な手段による流通も含むとの解釈を示した。以下、本稿は、II で、本報告書の事案と判断を紹介した上で、III で、WTO 協定及び議定書それぞれの解釈に分析を加え、そこで示された解釈が将来の紛争に対しどのような示唆を与えるか検討する。最後に、IV では、本件の実施状況について紹介する。

## II. 事案の概要と判断

### 1. 紛争の経緯

米国は、2007 年 4 月 10 日、中国の出版物等の貿易権及び外国サービス供給者による流通サービスを制限する措置に関し WTO 紛争解決了解（以下「DSU」という。）4 条上の協議を要請した<sup>2</sup>。同年 6 月 5、6 日に開催された当該協議は不調に終わり、米国は同年 10 月 10 日、パネル設置を要請、これを受け紛争解決機関は同年 11 月 27 日、パネルを設置した。なお、オーストラリア、台湾、欧州連合（EU）、日本及び韓国が第三国参加の権利を留保した。米国からの DSU8 条 7 項の要請を受けた事務局長は、2008 年 3 月 27 日、パネリストの構成を次のように決定した。

Florentino P. Feliciano（議長）、Mr. Juan Antonio Dorantes、Christian Häberli

審理の結果、2009 年 8 月 12 日、パネル報告書が発出された<sup>3</sup>。2009 年 9 月 22 日、中国は本報告書を上級委に対し上訴した。審理の結果、同年 12 月 21 日に上級委報告書が発出された<sup>4</sup>。両報告書は、2010 年 1 月 19 日に紛争解決機関により採択された。

<sup>1</sup> Protocol on the Accession of the People's Republic of China, WT/L/432, 23 November 2001.

<sup>2</sup> *China – Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products*, Request for Consultation by the United States, WT/DS363/1, 16 April 2007. なお、協議後に、米国は協議要請事項の追加を行っている。WT/DS363/1/Add.1, 10 July 2007.

<sup>3</sup> *China – Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products*, Panel Report, WT/DS363/R, 12 August 2009.

<sup>4</sup> *China – Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products*, Appellate Body Report, WT/DS363/AB/R, 21 December 2009.

## 2. 問題となった措置と主な争点

本件で問題となった中国の措置は概略、次の通りである。

- ① 中国は、出版物（図書、新聞、雑誌、電子出版物）、家庭娯楽用音響映像製品（映像ビデオ、DVD 等）、音楽録音（音楽テープ、CD、映像ビデオ、DVD 等）（以上まとめて「出版物等」という。）及び映画館上映用フィルム（以下「上映用フィルム」という。）の輸入に関する貿易権を国有企業のみを与えている。
- ② 中国は、外資企業による出版物等の流通を禁じ、又は中国資本企業と比べ不利な条件を賦課している。
- ③ 中国は、輸入出版物等及び上映用フィルムの流通経路を制限する等、国産品と比べ不利な条件を賦課している。

以上の措置について、米国は主に次のような WTO 違反を認定するようパネルに求め、中国はこれらを拒絶するよう求めた。

- ア) ①について、議定書 5.1 条及び 5.2 条及び中国 WTO 加盟作業部会報告（以下「作業部会報告」という。） 83 及び 84 段落を組み入れた議定書 1.2 条の貿易権供与義務の違反
- イ) ②について、GATS16 条及び 17 条の違反
- ウ) ③について、GATT3 条 4 項、議定書 5.1 条及び作業部会報告 22 段落を組み入れた議定書 1.2 条の違反

## 3. パネル及び上級委の判断の概要

以下では、(1)貿易権供与義務、(2)貿易権供与義務違反に対する GATT20 条援用可能性、(3) GATT20 条 a 号による正当化の順に、パネル及び上級委の判断の概要を紹介する（但し、(4)GATS16 条及び 17 条、(5)GATT3 条 4 項は省略）。

### (1) 貿易権供与義務

中国は議定書及び作業部会報告において、貿易権に関し、次のような義務を負っている。なお、作業部会報告 83-84 段落は、同 343 段落に引用されており、議定書 1.2 条により議定書に組み入れられている。議定書全体は、同 1.2 条により WTO 設立協定と不可分一体のものとされる結果、WTO 設立協定同様、DSU の対象協定である。

### 議定書第 5 条 貿易権

1. WTO 協定に適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく、中国は、貿易権の入手可能性と範囲を漸進的に自由化し、加入後 3 年以内に、中国内のすべての企業が中国の関税地域全体において、すべての物品についての貿易権を有するようになる。（後略）
2. この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、すべての外国人および外国企業（中国に投

資も登録もしていない個人及び企業を含む)は、貿易権に関し、中国内の企業に与えられる待遇より不利でない待遇を与えられる。(下線は筆者)

#### 作業部会報告

第 83 段落 中国代表は、3 年間の経過期間中、中国が貿易権の範囲および取得可能性を段階的に自由化していくことを確認した。

(a)-(c) 略

(d) 中国代表はさらに、加入後 3 年以内に、中国におけるすべての企業は貿易権を供与されることを確認した。外国投資企業は、輸出入を行うために特定の形態でまたは別個の事業体として設立することを要求されず、輸出入を行うために流通業についての新たな事業許可を必要とされない。この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、すべての外国人および外国企業(中国に投資も登録もしていない個人及び企業を含む)は、貿易権に関し、中国内の企業に与えられる待遇より不利でない待遇を与えられる。(下線は筆者)

#### 第 84 段落

(a) 中国代表は、中国が加入後 3 年以内に貿易権に関する審査および承認の制度を撤廃することを再確認した。その時点で、中国は、中国におけるすべての企業ならびに外国企業および外国人 (WTO 加盟国の個人事業者を含む) に対し、すべての物品 (ただし、議定書案の附属書 2A に列挙された品目について、国家貿易企業による輸出入のために留保された割合の部分を除く) を中国の関税地域内において輸出し、また、輸入する権利を認めることとなる。ただし、この権利は、輸入者が物品を中国内で流通させることを認めるものではない。流通サービスの提供は、「GATS」に基づく中国の約束表に従って行われる。

(b) 外国企業および外国人 (WTO 加盟国の個人事業者を含む) に対する貿易権の供与に関し、中国代表は、当該権利が無差別かつ裁量の入らない方法で供与されることを確認した。同代表はさらに、貿易権を取得するためのすべての要件は関税および財政目的のみのものであり、貿易障壁を構成しないことを確認した。中国代表は、貿易権を有する外国企業および外国人が輸入許可、TBT および SPS に関する要件といった、輸出入に係する「WTO 協定」と合致した要件を遵守しなければならないことを強調したが、最低資本および事前経験に関する要件は適用しないことを確認した。(下線は筆者)

問題となった法令の概要は次の表 1 に記載の通りである。

表 1 貿易権供与義務についてのパネルの判断

法令	内容	パネルの判断
外商投資産業指導目録 (以下「目録」) 10 条 2 項及び 3 項	2 項が、外資企業が、書籍・新聞・雑誌の輸入事業に従事すること、及び 3 項が、音響映像製品、録音物製品、電子出版物、フィルムの輸入事業に従事することをそれぞれ禁止	目録と指導規定を総合すれば、議定書 5.1 条及び作業部会報告 83 段落 d 第 1 文及び 84 段落 a 第 2 文違反 (paras.7.354, 362)
外商投資の方向を指導する規定 (以下「指導規定」) 3 条及び 4 条	3 条が目録の機能について定義し、4 条が目録に列挙された外国投資プロジェクトを奨励、許可、制限及び禁止に分類	
文化分野における外資導入に関する若干意見 (以下「若干意見」) 4 条	中国政府関係機関に対し、中国国内の外資企業が出版物等の輸入に従事することを禁じるよう命令	外資企業に対する貿易権不供与により、議定書 5.1 条及び作業部会報告 83 段落 d 第 1 文及び 84 段落 a 第 2 文違反 (paras.7.374-375)
出版管理条例	41 条が、出版物の輸入業務は、本条例により設立された出版物輸入経営組織が行うと規定。特に新聞雑誌は輸入者を指定。42 条が、出版物輸入経営組織設立のための 3 要件 (100% 国有企業、出版物輸入業務にふさわしい組織機構及び国家の規定する資格条件に合致する専門人員を有するもの及び出版物輸入事業単位の総量、構造及び配置の国家計画に合致) を設定 (音響映像製品完成品・マスターコピーを除く)	42 条による 100% 国有企業以外の、及び他の 2 要件を満たさない、中国国内の企業 (外資企業及び私営企業) に対する貿易権不供与により、議定書 5.1 条及び作業部会報告 83 段落 d 第 1 文及び 84 段落 a 第 2 文違反 (paras.7.401, 411)
電子出版物管理規定	8 条が電子出版物の輸入業務について許可制を導入、50-51 条が出版管理条例 42 条類似の国家計画との合致要件を設定、52-55 条が輸入許可の詳細を規定	米国は不適合性を立証できていない (paras.7.463, 477, 479, 481, 485, 487)
映画管理条例	5 条が上映用フィルムの輸入業務について許可制を導入、30 条が上映用フィルムの輸入業務について指定制導入 (中国電影集团公司電影輸出入分公司のみ指定)	議定書 5.1 条及び作業部会報告 83 段落 d、同 b 及び 84 段落 a 違反 (paras.7.571, 576)
映画企業経営資格参入暫定規定 (以下「映画企業規定」)	16 条、同上	議定書 5.1 条及び作業部会報告 83 段落 d、同 b 及び 84 段落 a 違反 (paras.7.594, 598)

法令	内容	パネルの判断
音響映像製品管理条例	5 条が、音響映像完成品、音楽録音完成品及び同制作のマスターコピーの輸入業務に許可制を導入、27 条が、両完成品の輸入業務を行うためには、国の指定を受ける必要がある旨規定（中国図書輸出入公司のみ指定）	5 条及び 27 条の外資企業に対する貿易権の裁量的供与により作業部会報告 84 段落 b 違反 (paras.7.633, 657)
音響映像製品輸入管理弁法（以下「輸入弁法」）	7 条及び 8 条は、音響映像製品管理条例と同様に規定	作業部会報告 84 段落 b 違反 (paras.7.680, 690)
中外合作音響映像製品流通企業管理弁法（以下「流通弁法」）	中外パートナーシップ企業が音響映像製品の輸入に従事することを禁止	議定書 5.1 条及び作業部会報告 83 段落 d 及び 84 段落 a 違反 (para.7.703)

米国は、中国が、第 1 に、出版物等及び上映用フィルムの輸入に関する貿易権を外資企業、外国人及び外国企業に与えない措置、第 2 に、出版物等の輸入に関する貿易権を国有企業のみを与えている措置、及び第 3 に、上映用フィルムの輸入に関する貿易権を指定された 100% 国有企業のみを与える措置が、議定書の貿易権供与義務、特に「(WTO) 加入後 3 年以内に、中国内のすべての企業が中国の関税地域全体において、すべての物品についての貿易権を有するようにする」と規定した議定書 5.1 条、同趣旨を確認した作業部会報告 83 段落 d 号、84 段落 a 号及び貿易権を「無差別かつ裁量の入らない方法で供与される」ことを確認した同 d 号に違反すると主張した (paras.7.326-329.)。

他方、中国は、議定書における貿易権供与義務違反に関し GATT20 条による正当化が可能であると一般的に抗弁したほか (paras.7.239-241, 331. 後述(2)及び(3)参照)、第 1 に、出版用の音響映像製品（マスターコピー）、出版用の物理的音楽録音（マスターコピー）及び上映用フィルムが貿易権供与義務の対象である「物品」に含まれない (para.7.248, 330, 493-499, 581, 616, 668. 後述 III.5 参照)、第 2 に、映画管理条例 30 条、映画企業規定 16 条、音響映像製品管理条例 5 条及び輸入弁法規定 7 条が、サービスに関する規定であり、貿易権供与義務の適用を受けない (paras.7.493, 500-502, 581, 620) 等と主張した。

パネルは、第 1 に、米国の主張が、物理的に固定された家庭娯楽用音響映像製品（マスターコピー）、音楽録音（マスターコピー）及び上映用フィルムを問題としていること、及び HS 統一関税表にこれらの番号があり、中国関税表もこれらを記載し、関税を賦課していること等を指摘し、すべて物品に該当すると判断した (paras.7.521-526, 584, 639-642, 672)。第 2 に、中国が貿易権供与義務の適用を受けないと主張した 4 つの措置は、いずれも誰が物品の輸入を認められるかに関する措置であり、貿易権供与義務の適用対象となると判断した (7.560, 584, 651-652 and 674.)。結論として、パネルは、表 1 に示すように、米国の主張するほとんどの措置が貿易権供与義務違反を構成すると判断した。

中国は、第 3 の点のみ上訴したが、上級委はパネルの判断を妥当として支持した (paras.200, 204) (詳細は後述 III.5 参照)。

## (2) 貿易権供与義務違反に対する GATT20 条援用可能性

(1)で議定書違反と判定された措置のうち表 2 に掲げる 7 つの措置について、中国は GATT20 条 a 号により正当化されると抗弁した。米国は、そもそも議定書違反については GATT20 条を援用する

ことはできないと反論した。

パネルは、GATT20 条の前段は、「この協定の規定は (nothing in this Agreement)、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない」と規定しているところ、①「この協定」に議定書を含むのか、また、②議定書違反の抗弁として直接に援用することは可能なのか、という論点がある旨指摘した (para.7.743)。また、米国・関税担保事件 (DS345 : US-Custom Bond Directive) では、アンチダンピング協定 (以下「AD 協定」という。) 違反に対し GATT20 条の適用があるか否かが論点となった。同ケースの上級委は「20 条のテストを満たすか否かを検証してから、AD 協定への適用の可否というシステム的な争点 (systemic issue) に戻れば良い」と判断した (なお、本件では 20 条の要件は満たさないとされたため、AD 協定への GATT20 条の適用可能性については議論されなかった。)。パネルは、本件でも、DS345 の上級委が採ったアプローチを採用すると述べた (para.7.745) (しかし、結局パネルは 20 条 a 号の要件は満たさないと判断し、20 条 a 号の議定書の義務違反への援用可能性については判断しなかった。)

この点について中国は上訴した。上級委は、まず、パネルが採用した審理手法について、パネルは、DS345 の先例に基づいて、議定書 5.1 条に、GATT20 条 a 号の適用があるものと「仮定して (arguendo)」審理を行う手法を採用したが、この手法を採用することが、常に好ましいわけではないと指摘した (para.213)。むしろ、紛争解決を通じて、法の安定性及び予見可能性を促進するという観点からして、仮定をして (arguendo) 議論を行うことは奇異であると述べ (para.215)、20 条援用可能性について審理を完遂すると述べた。

そこで、上級委は、議定書 5.1 条への GATT20 条 a 号の適用可能性を検討した。まず、議定書 5.1 条の前段部分である「WTO 協定に適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく (without prejudice to China's right to regulate trade in a manner consistent with the WTO Agreement)」の文言に着目し (para.218)、中国の貿易規制権については、「中国政府が国際貿易を中国の規制 (regulation) に服させる (subject to) 権利」を有することを意味するとした (para.221)。次に、「WTO 協定に適合した態様で」については、①そもそも、WTO 協定に適合的である措置に加え、②例外条項によって正当化される措置も含みうるとした (para.223)。その際、上級委は、作業部会報告 84 段落 b を参照し、中国は貿易権の供与に際して、各協定に整合的な形で、輸入ライセンスや TBT、SPS に関する措置をとることまでは放棄していないことに留意した (paras.224-225)。

また、貿易権の供与に際する規制は、そもそも、「物品」の貿易を直接関係する規制ではなく、「事業体 (entities)」に対する規制である。したがって「物品」の規定である GATT の例外規定の適用が可能なのか問題となる。しかし、貿易権供与義務は、貿易業者に関する義務であるが、物品の貿易の規制に関する義務と「密接に関連 (closely intertwined)」している。議定書 5.1 条の第 1、2 文は、明らかに「物品」の貿易業者に対する権利供与に関する等、そうした関連性は、5.1 条自体において明らかである (para.226)。事業体 (entities) に対する制限が、物品の貿易に影響を与えうることは、過去のパネル・上級委においても指摘されている。例えば TRIMs 協定は、事業体に対して GATT3 条及び 11 条 1 項に違反する措置をとることを禁じる協定である。これらの考慮は、貿易権の供与の制限が、物品の貿易に関する GATT 違反を構成する可能性があることを示唆する (para.227)。

以上から、輸出入に従事できる者を規制する措置が、中国の貿易規制権の範囲に含まれるかどうかは、当該措置が問題の物品の規制と明確に感知可能な、客観的な関連性を有するかどうかによる。必

要な客観的な関連（necessary objective link）性が存在するかどうかは、その規制の文脈の検討と合わせ、規制の性質、デザイン、構造及び機能の詳細な分析によって立証されなければならない。そうした関連性が存在する場合、中国は、当該措置が GATT の例外の条件を遵守するので、WTO 協定に適合的な態様での中国の貿易規制権の行使であり、貿易権供与義務に違反しないことを示すことができる（para.230）。結論として、本件で問題となっている措置は関連物品の貿易の規制と感知可能な、客観的な関連性を有しているので、中国は議定書 5.1 条の冒頭の規定に基づいて、20 条例外を援用することができる（para.233）。

### (3) GATT20 条 a 号による正当化

中国は、出版物等の「文化関連製品」は、「公德（public moral）」に大きな影響を与える可能性があるため、内容審査（content review）（筆者注 検閲）を行う必要がある。しかし、中国政府は検閲を円滑に行う資源に乏しいため、検閲を実効的に行うためには、たとえ結果的に輸入の権利を制限することとなったとしても、中国が公德の保護のために必要な検閲を行う能力を有する輸入事業者を選択し、検閲を実施する必要があると主張した（paras.7.754-755）。

他方、米国は、輸入事業者が検閲を行うことは、20 条 a 号に定める「必要な」措置と言えない。検閲は、輸入とは独立した行為であり、輸入過程とは関係のない主体や個人によって行いいうると反論した（para.7.756）。

#### ①「公德」の意義

「公德」の概念についてパネルは、米国・賭博サービス事件における、GATS14 条 1 項 a 号の『「公德』とは、『共同体又は国により又はそれらのために維持される、正当な及び不正な行為の基準（standard of right and wrong conduct maintained by or on behalf of a community or state）』を意味し、『公德』の内容は、支配的な社会的、文化的、倫理的及び宗教的価値を含む幅広い要素によって、時代や場所により異なり得て、加盟国自身のシステムや価値基準に従った、それぞれの領域内における『公德』概念の定義及び適用については、各加盟国はある程度の裁量権を与えられるべきである」とのパネル解釈（paras.6.465, 461. 上級委不介入。 paras.296, 299）を引用し、GATS14 条 1 項 a 号と GATT20 条 a 号が同じ概念（public morals）を用いているのだから、異なる解釈を採用する理由はない、と述べた（para.7.759）。

#### ②公德の保護のための措置

米国は、中国の問題の措置が公德の保護のための措置であるかどうか（para.7.756）、中国による問題の措置に列挙された禁止内容を有する出版物等が中国の公德の保護に悪影響を与えたとの中国の主張について、特に争わなかった（para.7.762）。そこでパネルは、問題の措置に列挙された禁止内容を有する出版物等が中国の公德の保護に悪影響を与えると仮定して審理を進めることとした（para.7.763）。パネルは、まず貿易権供与義務に違反する各措置が検閲制度に関連する（linked）かどうかを検討したが、いずれも決定的な結論に至らなかった（paras.7.767, 774, 777, 780）。

#### ③「必要性」要件

パネルは必要性の分析の方法について、米国・賭博サービス事件及びブラジル・再生タイヤ事件を

踏まえ、「問題の措置により促進される（furthered）価値・利益の重要性」、「目的に対する措置の貢献」、「国際貿易に対する制限的効果」の3つの要素の比較衡量（weighing and balancing）を行い、さらに、WTO 整合的な代替措置の有無について検討を行うとした（paras.7.783-787）。

また、パネルは「公徳の保護」との「関連性」を認めた上記4つの法令において問題となった条項を、ア) 輸入を認める企業の基準を定める法令、イ) 中国政府による指定を認めることで、裁量を定める法令、ウ) 外国企業の排除を規定する法令、の3つの規制形態に分類し、「必要性」を分析した。

パネルによる、中国が正当化を主張した各措置に関する、「公徳の保護のために必要な措置」であるか否かの判断は、表2の通りである。

表2 パネルの20条a号の必要性に関する判断

法令	暫定的結論	最終的結論
目録	(排除) 貢献なし、暫定的にも必要性なし	—
指導規定	(排除) 貢献なし、暫定的にも必要性なし	—
若干意見	(排除) 貢献なし、暫定的にも必要性なし	—
出版管理条例	(排除) 貢献なし、暫定的にも必要性なし (基準) 貢献あり、暫定的にも必要性を満たす (裁量) 貢献なし、暫定的にも必要性なし	代替措置があり必要性なし —
音響映像製品管理条例	(裁量) 貢献なし、暫定的にも必要性なし	—
輸入弁法	(裁量) 貢献なし (音響映像製品管理条例に対応する規定)、暫定的にも必要性なし	—
流通弁法	(裁量) 貢献なし (音響映像製品管理条例に対応する規定)、暫定的にも必要性なし	—

#### ア) 基準を定める法令

出版管理条例41条は、新聞・雑誌の輸入を行うためには、新聞出版総署の許可が必要と規定している。また、同42条は許可のためには、「ふさわしい組織と条件に合致する専門人員を有すること」を求め、さらに「中国政府の計画による輸入事業者数の制限と支店設置要求」の2つを要件として規定している。そこでパネルは2つの要件を個別に分析した。

#### <パネルの必要性に関する判断>

##### i) ふさわしい組織と専門人員

##### a) 「公徳の保護」に対する貢献

中国に輸入される出版物の内容を理解、審査し、他の法令との抵触を調べる等の作業をおこなうためにはふさわしい組織と専門人員が必要であり、本要件は「公徳の保護」に対する貢献があると認められる（paras.7.823-825）。

行

##### b) 国際貿易に対する制限的効果

中国に輸入される出版物は2002年から2006年のデータを見ると増加しており、「ふさわしい組織

と専門人員」要件によって、国際貿易が制限されているという事実は見られないとした (para.7.826)。さらに、同要件はア・プリアリに特定企業に貿易権を供与することを排除するものではないことから、国際貿易が制限されているとは言えないとした (para.7.827)。

c) 「公德の保護」の重要性との比較衡量

同条項が定める、輸入の許可のための基準「ふさわしい組織と専門人員」の要件は、「公德の保護」という中国の政策目的に対する貢献があり、貿易制限的效果も見られない。さらに、中国にとって公德の保護は重要な政策目的であり、国内においても「公德の保護」のための高度な政策を実施していることを比較衡量すると、当該要件は、GATT20 条 a 号の「必要な」措置に該当すると認められる (para.7.828)。

ii) 中国政府の計画による輸入事業者数の制限と支店設置要求

a) 「公德の保護」に対する貢献

出版管理条例 42 条は、出版物輸入業務に従事する事業者の許可は、中国政府が計画した数に限定され、さらに、中国の各税関が位置する地域（沿海部全域）に支店を設けることを要求している (para.7.831)。輸入事業者が検閲を実施し、中国新聞出版総署が承認をするというシステムに鑑みれば、検閲の一貫性の担保という観点から、検閲を実施する輸入事業者数を制限することは「公德の保護」への貢献があると認められる (para.7.832)。輸入事業者の数を限定した場合、支店を各税関が位置する場所に設置しなければ、検閲が遅滞することが予想されることから、支店設置要求は輸入事業者数の制限の要件と関連して合理性が認められる (para.7.833)。したがって、本要件は「公德の保護」への貢献があると認められる。

b) 国際貿易に対する制限的效果

中国において出版物の輸入を独占している中国図書輸出入会社は、中国国内に 20 の支店を有し、各税関において輸入の遅滞はみられていない。中国に輸入される出版物は 2002 年から 2006 年のデータをみると増加している。さらに、同要件はア・プリアリに外国事業者の参入を排除しているものではないとして、国際貿易が制限されているとは言えないとした (para.7.834)。

c) 「公德の保護」の重要性との比較考量

同条項が定める、「輸入事業者数の制限と支店設置要求」の要件は、「公德の保護」という中国の政策目的への貢献があり、貿易制限的效果も見られない。さらに、中国にとって公德の保護は重要な政策目的であり、国内においても「公德の保護」のための高度な政策を実施していることを比較衡量すると、当該要件は、GATT20 条 a 号の「必要な」措置に該当すると認められる (para.7.836)。

衡

iii) 選択可能な代替措置の検討

パネルは、上記 2 つの許可基準の「必要性」については認めたが、米国・賭博サービス事件及びブラジル・再生タイヤ事件の先例に基づいて、選択可能な代替措置 (possible alternative) との比較において暫定的な結論を確認する必要があるとした (para.7.869)。

米国は、検閲は、様々な方法で実施可能で、中国国有企業への輸入独占権供与により実施される必

要はないとして 3 つの代替案を提示した。第 1 には、中国国内の出版物に関する現行の企業内 (in-house) 検閲体制を利用して、出版物を輸入する業者が自社で検閲のエキスパートを雇って検閲を行えばよいとする案 (paras.7.873-874)、第 2 に、中国政府が検閲を行う案 (para.7.875)、第 3 に、輸入事業者が適切な検閲を行うことのできる中国内の事業主体を雇えばよいとする案 (para.7.875) である。

中国は、米国の提案する代替案は単なる示唆や憶測 (suggestion and speculation) に過ぎず、輸入業務と検閲を分解しては中国の求める公徳の保護の水準を達成できず、検閲効率に対し著しい悪影響を及ぼし、輸入プロセスに遅延が生じるとし、輸入される出版物等については、水際での検査が必要であると主張した (paras.7.876-877)。また、無限定に輸入と検閲を行う業者を認めると、中国政府に大きな行政負担を発生させ、統一的な検閲が困難となり、求める保護の水準が達成できないとも反論している (para.7.878)。

しかし、パネルは、米国の示した選択可能な代替措置のうち、政府による集中検閲システムは、中国の求める目的達成に対する実質的な貢献が可能で、検閲ルールの統一的な適用も確保できる等として、現行制度と比べ貢献度が少なくとも同等であるとした (paras.7.887-894)。他方、この代替案の場合、貿易制限効果がない、又は現行制度と比べ、少なくとも低いとした (paras.7.895-897)。よって、この代替案は、中国の検閲により公徳保護の目的の重要性に照らしても、中国が求める公徳保護の水準も達成できる合理的な選択肢であると判断した (para.7.899)。よって、現行制度は「公徳の保護に必要な措置」とは認められないと結論した (para.7.909)。

#### イ) 裁量を定める法令

出版管理条例 41 条は、新聞・雑誌の輸入を行うためには中国新聞出版総署の指定が必要と規定している。出版管理条例 27 条は、音響映像製品の輸入を行うためには中国文化部の指定が必要と規定している。音響映像製品輸入管理規定 8 条は出版管理条例 27 条の対応規定 (mirror 輸入弁法 provision) であるため、同条と同様の効果を有する (paras.7.837-839)。

#### <パネルの必要性に関する判断>

##### a) 「公徳の保護」に対する貢献

出版管理条例 41 条の指定制度の目的達成への貢献について、中国は雑誌・新聞の検閲を遅滞なく実施するためには、より熟練の人員と優れた組織が必要であると主張した (para.7.841)。パネルは、確かに中国が指摘をする通り、特に日刊の出版物の場合などは、無用な遅滞を避けるために効率的な検閲の実施の重要性は認められるが、「公徳の保護」という目的の達成という観点からは関係がないとし、中国は同条の指定制度の公徳の保護への貢献について説明し得ていないとした (para.7.842)。

##### b) 国際貿易に対する制限的効果

2002 年から 2006 年のデータをみると、中国に輸入される出版物等は増加しているが、中国新聞出版総署及び中国文化部による指定制度により、中国における出版物等の輸入事業者が限定されており、外国のコンテンツ制作者は中国における製品の流通ビジネスのパートナーを限定されることとなるため、貿易制限的効果を有する (para.7.864)。

c) 「公徳の保護」の重要性との比較衡量

上記の分析と、中国にとって公徳の保護は重要な政策目的であり、国内においても「公徳の保護」のための高度な政策を実施していることを比較衡量しても、当該要件は、GATT20 条 a 号の「必要な」措置に該当すると認められない (para.7.848)。

ウ) 外国企業を排除する条項

出版管理条例 42 条、目録 10 条 2 項、同条 3 項、若干意見 4 条は、そもそも出版物等の輸入を行う事業者は国有企業でなければならないと規定し、外国企業が出版物等の輸入を行うことを禁じている (paras.7.850-851)。

<パネルの必要性に関する判断>

a) 「公徳の保護」に対する貢献

排除条項の公徳の保護への貢献の有無について、中国は、国有企業に検閲を行わせる理由として、私企業はそのコストを負担しないであろうと主張した。また、「検閲」が政策である以上、私企業に対してその実施を義務づけることはできないと主張した (para.7.853)。

パネルは、コストに関する中国の主張に対して、国有企業も営利を追求する主体という意味においては、私企業と同じであり、検閲に係るコスト負担を厭がるというという意味においては、国有企業も私企業も本質的には変わらないと指摘した (para.7.854)。パネルは、中国に対してコストの見積もりを提出するよう求めたが中国は提出しなかった (para.7.855)。中国は、私企業は検閲に必要なコストを負担しないであろうことを十分に説明していないとし (para.7.856)、排除条項が公徳の保護に対し実質的に貢献していることを示していないと結論した (para.7.860)。

b) 国際貿易に対する制限的効果

中国は、2002 年～2006 年の出版物等の貿易量は増加していると主張するが、国有企業以外の企業が中国市場に輸入を行うことをアプリアリ (a priori) に否定している点において、貿易制限的と言わざるを得ないとした (para.7.862)。

c) 「公徳の保護」の重要性との比較衡量

上記の分析と、中国にとって公徳の保護は重要な政策目的であり、国内においても「公徳の保護」のための高度な政策を実施していることを比較衡量しても、当該要件は、GATT20 条 a 号の「必要な」措置に該当すると認められない (para.7.863)。

<パネル判断の結論>

パネルは、中国が例外を主張するいずれの法令についても、「必要性」は認められず、中国の措置は GATT20 条 a 号によって正当化されないと判断した (para.7.913)。GATT20 条 a 号による正当化が不可能である以上、議定書に GATT20 条 a 号の適用があるか否かについて判断する必要はないとした (para.7.914)。また、20 条柱書の要件についても判断をしなかった。

<上級委の判断>

中国は、パネルの 20 条 a 号の必要性に関する判断について上訴したが、上級委は原則としてパネルの判断を支持した (paras.336-337) (パネルの判断のうち上級委が問題とした点については、後述 III. 4(2)③参照)。

(4) GATS16 条及び 17 条 (省略。中国サービス約束表の「音楽録音流通サービス」の解釈については、後述 III. 6)

(5) GATT3 条 4 項 (省略)

### III. パネル及び上級委員会報告書の分析と将来の事例への示唆

#### 1. 本件紛争の背景：中国・知的財産権保護事件 (WT/DS362) との関係

本件と中国・知的財産権保護事件 (WT/DS362) <sup>5</sup>は、米国により同日 (2007 年 4 月 10 日) に協議要請が行われただけでなく、その紛争の内容から見ても、極めて密接な関係に立っている<sup>6</sup>。第 1 に、これら 2 つの事件は米国の音楽、映画、書籍といったいわゆるコンテンツ産業からの要請によって開始されたという共通点がある。第 2 に、米国コンテンツ産業は、本件における貿易権供与義務、並びに GATS 及び GATT の内国民待遇に違反する一連の措置が撤廃されることにより、間接的又は直接的に出版物等の中国への市場アクセスの改善を狙ったものと考えられる。しかし、本件の勝訴により市場アクセスが改善したとしても、中国国内におけるコンテンツに対する著作権保護が改善されなければ、大きな経済的利益を得ることはできない。その意味で、本件と中国・知的財産権保護事件は表裏一体の関係に立っている。第 3 に、本件で貿易権制限の正当化根拠として提起された検閲 (内容審査) 制度は、中国・知的財産権保護事件においても、同制度の適用により出版・頒布の禁じられた著作物に対し著作権保護を認めない中国著作権法 4 条第 1 文の (TRIPS 協定 9 条 1 項が援用する) ベルヌ条約 5 条 1 項適合性という形で問題となった。当該事件パネルは、TRIPS 協定 9 条 1 項に不適合であると認定したが<sup>7</sup>、「著作物又は製作物の頒布、上演又は展示」についての規制権限は TRIPS 協定 9 条 1 項が援用するベルヌ条約 17 条により認められるため、同パネル審理において同制度自体の正当性は争われていない。同様に、本件でも、問題となった貿易権を制限する措置が、検閲制度の目的である「公徳の保護のために必要な措置」(GATT20 条 a 号) に該当するかが争われた。本件パネルは、貿易権制限措置が GATT20 条 a 号の措置に該当しないと結論を下し、その結論は上級委によって支持されたが、本件審理過程において検閲権制度自体の正当性は争われていない (後述 4 参照)。このように両事件は、中国の検閲制度を巡る紛争という意味で共通点があるが、いずれも同制度の WTO 適合性を直接的に扱った事件とは言えない<sup>8</sup>。

#### 2. 貿易権供与義務

<sup>5</sup> 中国・知的財産権保護・実施事件について、鈴木将文「【WTO パネル・上級委員会報告書解説②】中国—知的財産権の保護・実施に関する措置 (WT/DS362/R) —TRIPS 協定の権利行使に係る規律をめぐって—」RIETI Policy Discussion Paper Series 11-P-011 (2011 年 3 月)。

<sup>6</sup> Joost Pauwelyn, Squaring Free Trade in Culture with Chinese Censorship: The WTO Appellate Body Report on China – Audiovisuals, *Melbourne Journal of International Law* 11: 119-140 (2009), p.121.

<sup>7</sup> *China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights*, Panel Report, WT/DS362/R, 20 March 2009, para.7.117.

<sup>8</sup> 検閲制度自体の WTO 適合性を巡る議論については、後述 6 参照。

## (1) 解釈手法

中国 WTO 加盟に伴う作業部会報告（及びそれを組み入れた議定書）を、紛争解決手続において初めて適用し、その法的効力と、それがウィーン条約法条約の解釈規則に従って解釈されるべきことを確認したのは、中国・自動車部品輸入関連措置事件である<sup>9</sup>。本件は、同事件に次いで中国の議定書及び同作業部会報告に盛り込まれた WTO プラスの義務の解釈を示したものとして、位置づけられる<sup>10</sup>。議定書及び作業部会報告が、WTO の他の協定の規定と同様にウィーン条約法条約の解釈規則に従って解釈されるべきであるとの先例で確立された点は、本件では特に争われていない<sup>11</sup>。

## (2) 貿易権享受主体

中国は議定書及び作業部会報告において、貿易権に関し、次のような義務を負っている。これらの規定のうち、中国により貿易権を供与されるべき主体に下線を引いた。

### 議定書第 5 条 貿易権

1. WTO 協定に適合した態様で貿易を規制することについての中国の権利を害することなく、中国は、貿易権の入手可能性と範囲を漸進的に自由化し、加入後 3 年以内に、中国内のすべての企業 (all enterprises in China) が中国の関税地域全体において、すべての物品についての貿易権を有するようにする。ただし、この議定書に従って依然国家貿易の対象となるものとして附属書 2A に掲げられた物品については、この限りではない。ここで貿易権とは、物品を輸入し、または輸出する権利をいう。(後略)
2. この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、すべての外国人および外国企業（中国に投資も登録もしていない個人及び企業を含む）(all foreign individual and enterprises, including those not invested or registered in China) は、貿易権に関し、中国内の企業に与えられる待遇より不利でない待遇を与えられる。(下線は筆者)

### 作業部会報告

第 83 段落 中国代表は、3 年間の経過期間中、中国が貿易権の範囲および取得可能性を段階的に自由化していくことを確認した。

- (a) 中国代表は、中国が加入と同時に中国企業 (Chinese enterprises) および外国投資企業 (foreign-invested enterprises) の双方について輸出入権を取得または維持する基準として、

<sup>9</sup> 本件についての解説として、拙稿「中国の自動車部品の輸入に関する措置」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 XIX』203-225 頁（経済産業省、2009）。

<sup>10</sup> 中国 WTO 加盟文書における WTO プラスに伴う争点と具体的紛争に関する論考として、以下を参照。Julia Ya Qin, *The Challenge of Interpreting 'WTO-PLUS' Provisions*, *Journal of World Trade* 44(1):127-172, 2010. 他に、WTO プラスが問題となった事例に、中国・金融情報サービス事件 (WT/DS372, 373 and 378)、中国・原材料輸出制限事件 (WT/DS394, 395 and 398) がある。また、本件以降、中国議定書における WTO プラス規定を解釈したものとして、米国・タイヤ対中特別セーフガード事件パネル報告がある（議定書 16 条）。*United States – Measures Affecting Imports of Certain Passenger Vehicle and Light Truck Tyres from China*, Panel Report, WT/DS399/R, 13 December 2010. 対中特別セーフガードについては、拙稿「中国の WTO 加盟に関する研究：对中国経過的セーフガード規定の WTO 法における位置付け(1)(2)(3)」金沢法学 45 卷 1 号横 59-98 頁 (2002)、同 45 卷 2 号横 51-105 頁 (2003)、同 46 卷 2 号横 1-69 頁 (2004) 参照。

<sup>11</sup> Panel Report, para.7.9. しかし、これに対する反論として、次を参照。Xiaohui Wu, *Case Note: China – Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products (WT/DS363/AB/R)*, *Chinese Journal of International Law*, 9(2):415-432, p.446.

輸出実績、輸出入実績、外国為替均衡および（たとえば輸入および輸出における）事前経験要件を撤廃する旨を確認した。

(b) 略

(c) 中国代表はまた、段階的導入期間中、中国は外国投資企業 (foreign-invested enterprises) に対する貿易権の範囲および取得可能性を段階的に自由化することを確認した。当該企業は、次のスケジュールに基づき、新規のまたは追加的な貿易権を供与される。加入の1年後から外国投資比率が過半数に満たない合弁企業 (joint-venture enterprises with minority share foreign investment) は完全な貿易権を供与される。また、加入の2年後に、外国投資比率が過半数を超えている合弁企業 (majority share foreign investment joint-ventures) も完全な貿易権を供与される。

(d) 中国代表はさらに、加入後3年以内に、中国におけるすべての企業 (all enterprises in China) は貿易権を供与されることを確認した。外国投資企業 (foreign-invested enterprises) は、輸出入を行うために特定の形態でまたは別個の事業体として設立することを要求されず、輸出入を行うために流通業についての新たな事業許可を必要とされない。この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、すべての外国人および外国企業 (中国に投資も登録もしていない個人及び企業を含む) (all foreign individual and enterprises, including those not invested or registered in China) は、貿易権に関し、中国内の企業に与えられる待遇より不利でない待遇を与えられる。(下線は筆者)

#### 第84段落

(a) 中国代表は、中国が加入後3年以内に貿易権に関する審査および承認の制度を撤廃することを再確認した。その時点で、中国は、中国におけるすべての企業 (all enterprises in China) ならびに外国企業 (foreign enterprises) および外国人 (WTO加盟国の個人事業者を含む) (all foreign individuals, including sole proprietorships in other WTO Members) に対し、すべての物品（ただし、議定書案の附属書2Aに列挙された品目について、国家貿易企業による輸出入のために留保された割合の部分を除く）を中国の関税地域内において輸出し、また、輸入する権利を認めることとなる。ただし、この権利は、輸入者が物品を中国内で流通させることを認めるものではない。流通サービスの提供は、「GATS」に基づく中国の約束表に従って行われる。

(b) 外国企業 (foreign enterprises) および外国人 (WTO加盟国の個人事業者を含む) (foreign individuals, including sole proprietorships in other WTO Members) に対する貿易権の供与に関し、中国代表は、当該権利が無差別かつ裁量の入らない方法で供与されることを確認した。同代表はさらに、貿易権を取得するためのすべての要件は関税および財政目的のみのものであり、貿易障壁を構成しないことを確認した。中国代表は、貿易権を有する外国企業 (foreign enterprises) および外国人 (foreign individuals) が輸入許可、TBTおよびSPSに関する要件といった、輸出入に関係する「WTO協定」と合致した要件を遵守しなければならないことを強調したが、最低資本および事前経験に関する要件は適用しないことを確認した。(下線は筆者)

以上の規定に基づき、貿易権を享受する主体の観点から整理すれば、以下の表 3 のようにまとめることができる。

表 3 貿易権享受主体の観点からの整理

主体	根拠規定	同主体の内訳・詳細	内訳・詳細の根拠規定
中国におけるすべての企業	議定書 5.1 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国企業</li> <li>・ 外資企業</li> <li>1. 外国投資比率が過半数に満たない合弁企業</li> <li>2. 外国投資比率が過半数を超えている合弁企業</li> <li>3. 外国独資（100%外資）企業</li> </ul>	作業部会報告 83 段落 (a)、議定書 5.2 条 作業部会報告第 83 段落 (c) 同(c) 同(d)
外国企業	同上 5.2 条 (内国民待遇)	中国に投資も登録もしていない企業を含む	議定書 5.2 条、作業部会報告第 83 段落(d)
外国人	同上 5.2 条 (内国民待遇)	中国に投資も登録もしていない個人  WTO 加盟国の個人事業者を含む	議定書 5.2 条、作業部会報告第 83 段落(d)第 84 段落(a)、同(b)5 条 2 項、作業部会報告 83 段落 (d)、84 段落(a)、同(b)

表 3 の通り、議定書 5.1 条が、まず貿易権を供与すべき主体としてあげる「中国内のすべての企業」には、中国系の登録企業と外資系の投資・登録企業の双方が含まれる。よって、100%中国資本も含まれ、国有企業及び私営企業の双方が含まれる (para.7.249)。このように、外資企業だけでなく、中国資本企業に対する権利供与を義務付ける規定は、WTO 上、稀である。さらに、議定書 5.2 条は、中国内におけるすべての企業（外資企業を含む）だけでなく、外国人、中国内に投資や登録をしているかどうかにかかわらず外国企業、外国人に対しても（内国民待遇原則を通じて）貿易権を供与する義務を定めている (paras.7.285-286)。パネルは、ここでの外国企業には、中国国内に商業拠点を持つ外国登録企業も、中国国内に商業拠点を持たない外国登録企業もいずれも含むと解している (paras.7.287, 291)。よって、貿易権共有主体の観点から見ると、5 条全体の適用範囲は極めて広範である。

ところが、前掲の表 1 を見れば分かる通り、本件においては、外資企業に対する貿易権供与義務（議定書 5.1 条）違反のみが認定されており、外国企業や外国人に対する貿易権に関する内国民待遇（議定書 5.2 条）違反は、米国によって主張されたにもかかわらず、認定されていない。しかし、この点は議定書などの解釈を通じ、規定上、広範な貿易権享受主体の範囲に、一定の限定が加えられたと理解することは早計である。これは、本件で検討対象となった措置が、いずれも外資企業に対する貿易権のみを制限する規定と認定されたり、米国の主張立証が不十分であるとされたりしたためであり、検討対象措置の範囲を拡大する等争い方によっては外国企業や外国人に対する貿易権供与義務違反

も認定される余地は十分にあったと考えられる。

### (3) 貿易権供与義務の客観的範囲

上記の通り議定書 5.1 条は、「すべての物品についての貿易権を有するようにする。ただし、この議定書に従って依然国家貿易の対象となるものとして附属書 2A に掲げられた物品については、この限りではない。」と規定している。よって、附属書 2A に掲載され、中国の WTO 加盟後も国家貿易の対象として留保されたもの以外の「すべての物品」について貿易権供与義務が生ずる。本件では、特に出版用の家庭娯楽用音響映像製品（マスターコピー）、出版用の音楽録音（マスターコピー）及び上映用フィルムが貿易権供与義務の適用される「物品」の範囲（客観的範囲）に含まれるかどうか争われた。同時に、これらに関する規制が、物品に関する措置に該当せず、サービスに関する措置であるかどうか争われた。パネルは結論として、すべて物品に該当し、貿易権供与義務の対象となる措置であると判断し、上級委はパネルの当該判断を支持した。この点については、項を改めて議論する（後述 5）。

### (4) 貿易権供与義務違反の認定

パネルは、各措置によって貿易権が外資企業に与えられない事実を確認したのみで、それぞれ議定書 5.1 条違反を構成すると認定している。これは、議定書 5.1 条の文言が、何らかの不確定概念を含む要件を設定するものではなく、貿易権を供与すると直截に規定していることによるところが大きい。議定書 5.1 条は、例えば、GATT の規定で言えば、「不利な待遇」という要件を設定する 3 条 4 項よりも、数量制限等は「新設し、又は維持してはならない」と直截に一般的廃止を義務づける 11 条 1 項に近い性格を持つ。本件は、議定書 5.1 条それ自体（つまり後述 3 及び 4 の GATT 20 条例外による正当化の可否を除く。）の違反の立証が、GATT 11 条 1 項同様、相当程度容易であることが明らかとされた。この点は、今後の貿易権供与義務に関する紛争においても重要な先例となろう。

## 3. GATT 以外の規定違反に対する GATT 20 条援用可能性

本件上級委は、GATT 以外の規定、具体的には中国 WTO 加盟議定書の規定の違反に対する GATT 20 条例外の援用可能性を初めて明確な形で認めた。この解釈が、同議定書の他の規定違反やさらに GATT 以外の他の WTO 協定の規定の違反にも GATT 20 条例外の援用可能性を認めるものであるのかの議論を呼んでいる<sup>12</sup>。以下では、本件パネルと上級委が採用したアプローチの違いと上級委が議定書 5.1 条違反に関し GATT 20 条援用可能性を認めた理由づけに対し詳細な分析を加えた上で、上級委の解釈が、議定書 11.2 条（輸出税禁止）適合性について争われている中国・原材料輸出制限事件（DS394、395 及び 398）に対し、どのような示唆を与えるのか検討する。

### (1) パネルと上級委のアプローチの違いについて

米国・関税担保事件で上級委は、確かに本件パネルと同様に、20 条の適用があると仮定して、20 条各号の要件適合性を先に検討するアプローチをとっている<sup>13</sup>。その際、AD 協定に違反すると認定

<sup>12</sup> See e.g., Pauwelyn, *supra* note 6, pp.135-138, 140.

<sup>13</sup> *United States – Measures Relating to Shrimp from Thailand and United States – Customs Bond Directive for*

された措置への 20 条 d 号援用可能性に関するシステミックな争点があると述べただけで、このアプローチがどのような場面であれば採用可能かについては明言を避けている。

本件パネルは、議定書の約束違反への 20 条援用可能性は「難しい争点」と述べ、米国が示唆した上記の上級委のアプローチを採用した。しかし、本件上級委は、当該アプローチの採用が常に適切だとは限らないと一般論を述べた上で、本件でこれを採用することは、安定性及び予見可能性を促進する紛争解決の目的に矛盾し、かつ、中国の実施に対し不確実性を生じさせるとして、パネルの安易な審理姿勢をたしなめている。

確かに本件において単に 20 条 a 号の必要性の要件を満たさないと判定された中国の立場に立てば、実施段階において、必要性の要件を満たすよう、つまり貿易制限的な代替的措置を導入するために法改正をすれば足りるのか、そもそも若干の法改正では足りず、完全に出版物等について貿易権を開放しなければならないのか判断に窮するおそれは高い。その意味で、20 条援用可能性を明確に認定した本件上級委の審理姿勢は妥当であったと評価できる。そう考えると、そもそも米国・関税担保事件において、AD 協定違反に対する 20 条援用可能性について判断しなかったことは適切であったのか疑問となる。しかし、米国・関税担保事件における 20 条 d 号の必要性の検討を見ると、パネルも上級委も、米国は問題の担保制度が必要であるとされた前提事実（ダンピングマージンが増加する可能性があること）が立証できていないとして、米国の主張をほぼ一蹴している<sup>14</sup>。なお、同事件では、当該前提事実が立証できていれば、6 条注釈違反も成立しないという関係にあった。よって、米国が実施において必要なことは、前提事実を立証して措置を継続するか、それができなければ措置を廃止するかであり、実施措置の内容は 20 条の援用可能性如何に関係がなかった。他方、本件で中国が主張した検閲制度の重要性はパネルも認めるところであり、貿易権の制限により一定程度この目的に貢献していることも示されており、代替措置の採用方法如何で 20 条 a 号の必要性要件をクリアする余地がある。そうした背景事情の違いから、上級委は本件で 20 条援用可能性について態度を明確にする必要があると考えた可能性が高い<sup>15</sup>。

また、議定書違反に対する 20 条援用可能性が今後も大きな争点となることは、本件上級委審理開始段階（2009 年 9 月末）でも既に視野に入っていた点も見逃せない。後述の中国・原材料輸出制限事件は、まず 2009 年 6 月 23 日に米国によって協議要請され<sup>16</sup>、2009 年 11 月 4 日には既にパネル設置要請がなされている<sup>17</sup>。当該事件では当初から中国議定書違反が主張されており、同時に中国が 20 条による正当化を抗弁として持ちだすことも、ほぼ予測の範囲内であった。このような状況を考慮に入れば、上級委が「安定性及び予見可能性の促進」を強調して、20 条援用可能性について突っ込んだ検討を行ったのもある程度首肯できよう。

---

*Merchandise Subject to Anti-Dumping/Countervailing Duties*, Appellate Body Report, WT/DS343/AB/R and WT/DS345/AB/R, 1 August 2008, para.310.

<sup>14</sup> *Ibid.*, para.317. 本件の解説として、梅島修「DS343 米国－タイ産エビ等へのボンド要求 DS345 米国－AD/CVD 関税担保通達」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 XIX』75-109 頁（経済産業省、2009）。

<sup>15</sup> 本件上級委は、パネルによる 20 条 a 号の必要性判断を支持した後に、ここでは中国が米国の提案した 1 つの選択肢が合理的に利用可能でないことを示せなかっただけであり、この選択肢を採用しなければならないわけではない、実施段階でどのような選択肢を選ぶかは中国の判断であると付け加えている。Para.335. 但し、後掲注 37 も参照。

<sup>16</sup> *China -- Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials*, Request for Consultations by the United States, WT/DS394/1, 25 June 2009.

<sup>17</sup> *China -- Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials*, Request for the Establishment of a Panel by the United States, WT/DS394/7, 9 November 2009.

(2) 上級委員会による 20 条援用可能性の分析について

まず、上級委は、中国議定書 5.1 条の文言を議論の出発点としている (para.216)。この際、20 条柱書の「この協定の規定は・・・妨げるものと解してはならない。」という文言から出発しない理由は何ら説明されていない<sup>18</sup>。この点は、本件パネルが、この文言に触れ「難しい争点」であると述べたのとは興味深い対照をなしている<sup>19</sup>。これにより明確にされているのは、議定書違反に対する 20 条援用可能性は、20 条柱書の文言から一律に判断するのではなく、議定書の各約束規定の文言に従ってケースバイケースに判断するという姿勢である。

その後、上級委は、5.1 条柱書の文言を 1 つ 1 つ検討し、かつ関連する作業部会報告を文脈として考慮している。この部分の論理の運びは必ずしも明快ではないが、上級委による論理の筋道は概略次のようなものであると理解できる。①中国が WTO 適合的に貿易を規制するのであれば、貿易権を供与する義務によって、中国の貿易規制権は害されない (para.221)。②貿易業者の権利を制限する措置は、物の貿易に関する GATT 違反になり得る (para.227)。③中国の物に関する貿易規制権は、GATT を含む附属書 1A の義務によって規律される (para.229)。④5.1 条柱書の「WTO 協定に適合した態様で」の文言は、単に違反しない場合だけでなく、違反するが例外により正当化される場合も含む (paras.223, 228)。⑤よって、申立国が、単に 5.1 条違反だけ主張し、同じ又は密接に関係する措置に適用され、中国の貿易権供与義務と密接に関係する義務を規定する物の貿易に関する他の協定 (GATT 等) の違反を主張しないことにより<sup>20</sup>、中国の抗弁利用権を否定することは許されない。⑥むしろ、中国が GATT20 条正当化を認められるかどうかは、事案毎に、貿易権供与義務に違反すると認定された措置と物の貿易に関する中国の規制との間の客観的な関連によって決まる (para.229) <sup>21</sup>。

つまり、議定書 5.1 条の義務と GATT の他の義務は密接に関係し、1 つの措置が両者に違反することもあるのに、申立国が後者を主張したら 20 条正当化が認められ、前者を主張したら 20 条正当化は認められないのは不合理であるという論理である。

以上を受け、上級委は貿易に従事しうる者を規制する措置が中国の貿易規制権の範囲に収まるかどうかは、当該措置と物の貿易規制の間の「客観的な関連」の有無によると一般論を提示した (para.230)。その上で、本件における貿易権の制限措置は、「関連商品」の検閲システムの一部であることは明らかであると認定し、中国は 20 条 a 号の正当化を援用することが認められると結論している (paras.232-233)。

以上から、次の 2 点を指摘できる。第 1 に、本件上級委は、議定書約束の違反に対する GATT20 条援用可能性を一般的に承認したわけではなく、5.1 条の柱書の文言に基づいて、同条違反に限って承認したにすぎない。よって、GATT20 条援用可能性は、議定書の各規定の文言によって決定される。

<sup>18</sup> 実際、上級委報告の paras.216-233 のどこにも、20 条柱書の文言は引用されていない。

<sup>19</sup> Panel Report, para.7.743.

<sup>20</sup> 上級委は、米国がそうした訴訟戦術をとっていることを示唆している。Appellate Body Report, note 433. そこでは関連する GATT 規定として、3 条 4 項や 11 条 1 項が挙げられている。しかし、貿易権を例えば国家貿易に限定しても、GATT17 条との適合性 (無差別原則、商業上の考慮のみに基づく活動等) が問題となっても、それが直ちに GATT11 条 1 項違反を構成しないと考えられている。よって、米国が本件で 11 条 1 項違反を主張する選択肢が本当に開かれていたのか疑問が残る。

<sup>21</sup> 具体例として、貿易権を与えられる企業の最低資本金額を設定する措置は、議定書 5.1 条 (“all enterprises in China shall have the right to trade”) 及び作業部会報告 para.84(b) (“requirements relating to minimum capital and prior experience would not apply.”) の貿易権約束違反であるが、物の貿易規制権に関係せず、GATT20 条が援用できない可能性がある。

第 2 に、物の貿易規制権との客観的な関連の要件は、貿易権に関する 5.1 条の「貿易を規制する・・・権利」という文言に基づいて導かれたのであり、議定書の他の規定違反に関する GATT20 条援用可能性については、その文言に応じ異なる要件が設定されうる。

中国のみならず、ベトナム等他の WTO 新規加盟国も、議定書又は作業部会報告に、貿易権に関し類似の義務を盛り込んでおり<sup>22</sup>、かつ、5.1 条の柱書と同様の文言を含むものがある<sup>23</sup>。他の加盟国の加盟議定書又は作業部会報告が同様の文言を採用している場合は、本件上級委と同様の解釈が導かれる可能性は極めて高い。よって、本件上級委の判断は、これらの他の国に関しても一定の先例的な価値を持つと評価できる。

なお、上級委の「規制する権利は・・・WTO 協定などの国際条約によって与えられる権利ではなく、加盟国政府によって享受される固有の権利である（“[T]he ‘right to regulate’, in the abstract, as an inherent power enjoyed by a Member's government, rather than a right bestowed by international treaties such as the WTO Agreement.”）（para.222）と述べた箇所に注目して、議定書 5.1 条柱書のような文言がない場合でも、この「固有の（貿易を規制する）権利」に基づいて、GATT20 条例外を援用することができるとの主張が支持される可能性があると指摘するものがある<sup>24</sup>。同説は、貿易制限又は違反と援用された例外との間で「認識可能で、客観的な関連」があり、違反が貿易規制権の正当な行使と十分に関係があるか、又はその結果であれば、援用が可能となるとの認識も示す<sup>25</sup>。

まず、上級委の「固有の権利」との表現は、あくまでも議定書 5.1 条柱書の「WTO 協定に適合的な態様で」の文言を解釈する前提として、「規制する権利」は、条約によって与えられるのではなく、固有の権利であり、WTO はむしろ、貿易に関する範囲で、規制権限の行使に対し規律と制約を加えていると説明しているに過ぎない。この解釈の前提としての説明をとらえて、かつ議定書 5.1 条柱書の文言の解釈という文脈から離れて、「固有の権利」の概念に過度の重要性を与えるのは妥当ではなかろう。また、「客観的な関連」の概念についても、上級委は貿易に従事しうる者を規制する措置が中国の貿易規制権の範囲に収まるかどうかは、当該措置と物の貿易規制の間の「客観的な関連」の有無によると述べているに過ぎない（para.230）。この「客観的な関連」の概念を、貿易権供与義務を規定した議定書 5.1 条の文脈を離れて、たとえば、GATT20 条により補助金協定に適合的でない環境補助金の正当化が可能であるかどうかといった他の場面に応用することについては、十分に慎重となる必要がある。

<sup>22</sup> See e.g., Accession of Viet Nam, Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam, WT/ACC/VNM/48, 27 October 2006, paras.136-147, especially paras.139, 146-147 with Viet Nam's commitments.

<sup>23</sup> See e.g., Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam, *supra* note 22, para.139 (“granting of trading rights would not affect the rights of the Government of Viet Nam to adopt or enforce WTO-consistent requirements for customs and fiscal purposes; or to adopt or enforce regulations that were consistent with relevant provisions of the WTO Agreement and with Viet Nam's WTO commitments, such as those relating to import licensing, State-trading, technical barriers to trade or sanitary and phytosanitary measures.”)(emphasis added).

<sup>24</sup> Pauwelyn, *supra* note 6, p.136. もっとも同論文も、このようなアプローチを取ると、加盟国の規制の自律性を促進すると同時に、WTO 義務の相当な減少をもたらすおそれがあり、EC アスベスト事件上級委員会報告

(WT/DS135/AB/R, para.80.) の示した各 WTO 協定と義務は累積的に適用されるとするアプローチ、及び抵触のある場合は、GATT よりより特定の協定が優先されるとのアプローチ (WTO 設立協定附属書 1A 注釈) と衝突するおそれがあるとし、結論として、規定の文言が明確に貿易規制権に触れていることが 20 条例外の援用のために必要であるか、なお明確でないとしている (pp.137-138, 140)。See also WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Appellate Body Report, China – Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products (WT/DS363/AB/R), pp.24-25.

<sup>25</sup> Pauwelyn, *supra* note 6, p.137.

(3) 中国・原材料輸出制限事件 (DS394、395 及び 398) への示唆

① 議定書 11.3 条違反に対する 20 条援用可能性について

中国・原材料輸出制限事件において<sup>26</sup>、中国は議定書 11.3 条の輸出税廃止義務違反についても GATT20 条が援用可能であると抗弁し、その際、本件報告書を援用している。他方、米国は文言が異なる 11.3 条について本件報告書の論理は適用されないと反論している<sup>27</sup>。本稿は、米国の立場に賛成する。前述(2)のように、本件上級委は一般的に議定書規定違反に対する 20 条援用可能性を認めただけではない。輸出税を禁ずる議定書 11.3 条は、次のように規定する。

(原文)

11.3. China shall eliminate all taxes and charges applied to exports unless specifically provided for in Annex 6 of this Protocol or applied in conformity with the provisions of Article VIII of the GATT 1994.

(仮訳)

11.3 中国は、この議定書の附属書 6 に特定して記載されているか、又は 1994 年の GATT 第 8 条の規定に適合して適用される場合を除き、輸出品に適用される税及び課徴金をすべて廃止する。

附属書 6 には輸出税賦課の継続を認められる製品と上限税率が明確に規定されている。また、GATT8 条の規定が明示的に引用されているが<sup>28</sup>、同条は輸出税を許容するものでなく、実費を超えない手数料及び課徴金の賦課を認めているにすぎない。特に、議定書 5.1 条が「WTO 協定に適合的な態様で」と一般的に引用していたのに対し、同 11.3 条が GATT8 条しか引用していない点は決定的な違いである。同 11.3 条の他の文言のどこにも、本件上級委が同 5.1 条に見出した GATT20 条を援用可能と解釈する余地を見出すことができない<sup>29</sup>。

中国はあるいは、本件上級委が掲げた貿易規制権との「客観的な関連」を持ち出して、輸出税は輸出という貿易に直接関係する措置であるので、GATT20 条の正当化が許されるべきであると主張するかもしれない。しかし、この要件は、前述(2)の通り、議定書 5.1 条の「貿易を規制する・・・権利を害することなく」という文言に基づき導き出されたのであって<sup>30</sup>、同 11.3 条においては、その

<sup>26</sup> *China – Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials*, WT/DS394, 395 and 398. 当該事件の概要として、拙稿「中国による鉱物資源の輸出制限と日本の対応」ジュリスト 1418 号 37-43 頁 (2011)。

<sup>27</sup> United States, *China – Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials (DS394, DS395, DS398)*, Second Written Submission of the United States of America, October 8, 2010, paras.15-19.

<sup>28</sup> GATT8 条 1 項 a 号は次のように規定する (下線は筆者)。

第 8 条 輸入及び輸出に関する手数料及び手続

1. (a) 性質のいかんを問わず締約国が輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課するすべての手数料及び課徴金 (輸入税、輸出税及び第三条の規定の範囲内の租税を除く。) は、提供された役務の概算の費用にその額を限定しなければならず、かつ、国内産品に対する間接的保護又は輸入若しくは輸出に対する財政上の目的のための課税となるものであつてはならない。

<sup>29</sup> Qin 教授は、他の輸出制限が正当化を援用できるのに、輸出税では正当化の援用ができないとするのはシステム的な観点からは賢明でないとするが、文言上の根拠がなく、パネルや上級委は GATT 例外が援用可能と認定するのは困難だろうと予想する。Qin, *supra* note 10, p.158.

<sup>30</sup> なお、中国の加盟議定書及び作業部会報告の他の部分には、5.1 条のような形で実体法上の義務が、WTO 協定上の権利を害さない (without prejudice) という表現を用いた規定は存在しない。

文言上の根拠を見出すことはできない。特に、輸出税が物品の貿易に直接関係する措置であることは自明であるのに対し、貿易権を制限する措置が物品の貿易に関連する措置であるかどうかは必ずしも明らかでない。上級委が、後者が議定書 5.1 条の「貿易の規制する・・・権利を害することなく」という文言によって正当化の余地が与えられるかどうかは、物品の貿易との客観的な関連性の有無によるとの考えを示したのは、そうした貿易権制限措置の性格に基づくのであり、輸出税にその要件を適用することに何ら合理性はない。また、前述(2)のように上級委の「固有の権利」(para.222)という表現をとらえて、固有の権利があるので、輸出税の 20 条例外による正当化が認められるとの主張がなされる可能性もあろう。しかし、議定書 11.3 条がまさに輸出税により貿易を規制する「固有の権利」を放棄した規定であり、そこには GATT8 条に適合する場面以外に何らの留保も付していないことに、むしろ注目すべきであろう。

なお、作業部会報告 170 段落は、次のように規定する。

(原文)

170. The representative of China confirmed that upon accession, China would ensure that its laws and regulations relating to all fees, charges or taxes levied on imports and exports would be in full conformity with its WTO obligations, including Articles I, III:2 and 4, and XI:1 of the GATT 1994, and that it would also implement such laws and regulations in full conformity with these obligations.

The Working Party took note of this commitment. (下線は筆者)

(仮訳)

170. 中国代表は、加盟時に、中国はその輸入及び輸出に課されるすべての手数料、課徴金又は税に関する法令及び規則を、1994 年の GATT の第 1 条、第 3 条第 2 項及び同第 4 項、並びに第 11 条第 1 項を含む、その WTO 上の義務に完全に適合させ、及び同時にそれらの法令及び規則をこれらの義務に適合するように実施することを確保することを確認した。

作業部会はこの約束に留意した。(下線は筆者)<sup>31</sup>

この規定は、輸出税を継続して賦課することを前提にしているようにも見える。しかし、これも附属書 6 に掲載された産品について例外的に輸出税の賦課が認められるとしても最恵国待遇原則等の義務に従うという趣旨であると理解することができるので、輸出税に対する 20 条援用可能性を支持する文脈を構成しないだろう<sup>32</sup>。

## ②議定書 7.2 条違反について

中国・原材料輸出制限事件では、輸出税だけでなく輸出割当等の GATT11 条 1 項及び議定書 7.2 条の違反も問題となっている。非関税障壁に関する議定書 7.2 条は次のように規定する。

<sup>31</sup> 170 段落は、議定書 1.2 条及び作業部会報告 342 段落により、WTO 協定上の義務に組み入れられている。

<sup>32</sup> See also United States, *China – Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials (DS394, DS395, DS398)*, Second Written Submission of the United States of America, October 8, 2010, paras.22-23.

(原文)

7.2. In implementing the provisions of Articles III and XI of the GATT 1994 and the Agreement on Agriculture, China shall eliminate and shall not introduce, re-introduce or apply non-tariff measures that cannot be justified under the provisions of the WTO Agreement. For all non-tariff measures, whether or not referred to in Annex 3, that are applied after the date of accession, consistent with the WTO Agreement or this Protocol, China shall allocate and otherwise administer such measures in strict conformity with the provisions of the WTO Agreement, including GATT 1994 and Article XIII thereof, and the Agreement on Import Licensing Procedures, including notification requirements. (下線は筆者)

(仮訳)

7.2 1994年のGATT第3条及び第11条、並びに農業に関する協定の規定の実施に当たり、中国はWTO協定の規定により正当化されない非関税措置を撤廃するとともに、それらの措置を導入し、再導入し、又は適用してはならない。加盟の日以降に適用されるすべての非関税措置(附属書3に言及があるか否かを問わない。)については、中国は、WTO協定又はこの議定書に適合的に、それらの措置を1994年のGATT、とりわけその第13条及び輸入許可手続に関する協定(通報義務を含む。)を含むWTO協定の規定に厳格に適合的に割当その他の管理を実施する。(下線は筆者)

この「WTO協定の規定により正当化されない非関税措置」は撤廃するという文言からは、本来GATT3条や11条に違反する非関税障壁がWTO協定の規定によって正当化されるのであれば、撤廃義務から外れるとの趣旨が読み取れる。附属書3に規定された経過措置を受けるものであるかどうかにかかわらず、「WTO協定又はこの議定書に適合的」な非関税障壁という文言によっても、この理解は補強される。よって、GATT11条1項違反の輸出制限であっても、同20条の正当化は認められると解するのが自然であろう。

このように議定書の各規定は、GATT20条の正当化を認めるかどうかに関し相当程度注意を払って作成されている。よって、その書き振りに応じて異なる解釈を行うことに何ら問題はないと考える。

#### 4. GATT20条a号による正当化の可否

意外なことに、GATT20条a号(公德の保護のために必要な措置)は、GATT時代を通じて、一度もパネル等の先例により解釈されなかった。ところが、WTO発足後、米国・賭博サービス事件において、これとほぼ同じ文言をもつGATS14条a号による正当化の成否が争点となると<sup>33</sup>、そこでこの解釈がGATT20条a号においても援用可能ではないか、インターネット上の検閲制度に対し同号

<sup>33</sup> ただし、GATS14条a号は、次のように規定しており、GATT20条a号に比べ、公の秩序の維持のために必要な措置と公の秩序についての注を追加している。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序(注)の維持のために必要な措置

注： 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

がどのように適用されるかといった形で、盛んに議論されるようになった<sup>34</sup>。他方、本件では、GATT20条a号そのものについて初めて解釈が示された。その解釈は、「公德」の定義、必要性要件の判断のいずれについても、基本的に米国・賭博サービス事件のGATS14条a号に関する解釈を踏襲するものである。特に、必要性の要件に関し先例を踏襲した点については、賛否両論が分かれている<sup>35</sup>。

#### (1) 「公德の保護のための措置」該当性

本件パネルは、米国・賭博サービス事件における、GATS14条1項a号の『「公德」とは、『共同体又は国により又はそれらのために維持される、正当な及び不正な行為の基準 (standard of right and wrong conduct maintained by or on behalf of a community or state) 』を意味し、『公德』の内容は、支配的な社会的、文化的、倫理的及び宗教的価値を含む幅広い要素によって、時代や場所により異なり得て、加盟国自身のシステムや価値基準に従った、それぞれの領域内における『公德』概念の定義及び適用については、各加盟国はある程度の裁量権を与えられるべきである』とのパネル解釈 (paras.6.465, 461. 上級委不介入。 paras.296, 299) を引用し、GATS14条1項a号とGATT20条a号が同じ概念 (public morals) を用いているのだから、異なる解釈を採用する理由はない、と述べている (para.7.759)。同じ文言であることを理由に、GATTからGATSに、逆にGATSからGATTに、先例が参照された例は、しばしば見られ、すでに双方向的に参照可能であることは確立していると言ってもよい<sup>36</sup>。同様に、本件パネルは、「公德」の概念の共通性から、GATSからGATTへの法解釈の移植に何らの抵抗も示さなかった。

米国は、検閲対象出版物の輸入により中国の公德に対し悪影響があるとの中国の主張について何ら争っておらず (para.7.756) <sup>37</sup>、パネルはこの点を仮に認定し、審理を先に進めたに過ぎない (paras.7.762-763)。上級委においても、この点は問題とされていない<sup>38</sup>。よって、本件を中国の検

<sup>34</sup> たとえば、次を参照。Tim Wu, *The World Trade Law of Censorship and Internet Filtering*, 2006.

<[http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=882459](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=882459)>

<sup>35</sup> パネル報告段階の評釈ではあるが、踏襲しなければならない根拠については疑問を提起しながらも、予見可能性を向上するものとして賛成する意見として、次を参照。Tania Voon, *China – Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products*. WT/DS363/R, *American Journal of International Law*, 103:710-716, 714 (2009)。これに対し、異なる措置や争点を扱う本件で韓国・牛肉事件 (WT/DS161、20条d号)、米国・賭博サービス事件 (WT/DS258、GATS14条a号)、ブラジル・再生タイヤ事件 (WT/DS332、GATT20条b号) に関する先例を踏襲すべきであったか疑問を提起し、本件の解釈を批判する意見として、次を参照。Wu, *supra* note 11, p.430.

<sup>36</sup> そうした双方向的な引用については、例えば、拙稿「ドミニカ共和国のタバコの輸入及び国内販売に関する措置」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査 調査報告書 XVII』25-52頁、49頁 (経済産業研究所、2007) 参照。

<sup>37</sup> 中国は、20条a号例外の援用に際し、公德に悪影響を及ぼしうるとして輸入を許可しない文化製品の内容の具体例として、暴力的表現やポルノを挙げている (paras.4.114, 276)。この範囲の輸入禁止であれば、米国も含む他の加盟国も異論を差し挟む余地はなかろう。しかし中国は、中国文化と伝統的価値の保護といった他の価値も関係すると主張し、「公德の保護」に悪影響を与える内容の間口を広げている (paras.7.714, 753)。さらに、例えば、出版管理条例27条は、「国民の連帯を損なう」(2号)、「社会的安定を破壊する」(6号) といった検閲基準を列挙する (para.7.760)。これらがすべて20条a号の「公德の保護」に悪影響を及ぼす内容に該当するかどうかは、本文のように「公德」の定義に関し一定の裁量を与えられるとしても、議論の余地があろう。しかし、米国は本件においてこの点を争うことをしなかった。

<sup>38</sup> パネルは、20条a号の「必要」性について、最終的に否定した自らの結論を先取りして考慮した上で、仮の認定を行っている (para.7.763)。議定書5条違反に対しGATT20条例外が援用可能かの論点において一応、可能と仮定して審理を進めた箇所においても (para.7.745)、後の結論を先取りして参照してはならず、その態度は問題なしとしない。仮の認定手法の問題点は、20条a号の援用可能性であろうと、20条a号の「公德の保護」との関連性だろうと違いがなく、いずれにおいても実施段階で問題を生じうるのに、前者について上級委が介入したのに対し、後者については放置したのは、上級委がさらなる衝突を避けたかったことは理解できるとしても、何らかの二重基準が働

関対象出版物等が中国の公德に対し悪影響があることを確定的に認定した先例と性格付けることはできず、将来起こり得る事件（後述 6 グーグル対中国紛争等）において、この点が改めて正面から争点となる可能性がある。しかし、正面から「公德の保護のための措置」該当性についての認定を求められたとすると、WTO パネル及び上級委は、どこまで加盟国の機微に触れる政策判断に介入すべきかという極めて困難な判断を迫られることになる。

## (2) 「必要性」要件

### ① パネルによる 2 段階アプローチ（暫定的結論、最終的結論）について

米国は、本件上級委審理において、パネルが暫定的に措置の必要性を認定し、代替措置との関係で最終的に必要性がないとする 2 段階のアプローチを採用していることに対し、用語の混乱があるとの懸念を表明した。しかし、本件上級委は、暫定的結論という表現はややミスリーディングであるが、全体を注意深く読めば問題はないとして、このアプローチを是認している（para.248）。

暫定的結論（preliminary conclusion）とその確認（confirm）という表現は、すでにブラジル・再生タイヤ事件上級委報告書も使用している（para.178）。その表現は、米国・賭博サービス事件上級委報告書で確立した、価値の重要度、措置の目的達成への貢献度、貿易制限の程度の観点から問題の措置を検討できるよう証拠を提出する責任はまず被申立国側が負い、それにより一応の証明がなされれば（筆者注 conclusion）とその確認（confirm）という表現は、すでにブラジル・再生タイヤ事件上級委報告も使用している（para.178）。その表現は、米国・賭博サービス事件上級委報告で確立した、価値の重要度、措置の目的達成への貢献度、貿易制限の程度の観点から問題の措置を検討できるよう証拠を提出する責任はまず被申立国側が負い、それにより一応の証明がなされれば（筆者注 暫定的結論）、申立国側が合理的に利用可能な代替措置の提案を行い、それが合理的に利用可能でないことを改めて被申立国が証明する（筆者注 証明できれば最終的に必要性を認定）という立証責任の配分方法に対応するものであった（para.309-311）。証明できれば最終的に必要性を認定）という立証責任の配分方法に対応するものであった（paras.309-311）。

暫定的結論という用語が、そのような一応の証明がなされたという意味でのみ使われているのであれば、特に異論はない。しかし、この表現の結果、暫定的結論を導くに際し、パネルが考慮要素間の比較衡量（weighing and balancing）をすることを求められる、暫定的結論は代替措置の有無の検討とは独立した、異なる検討であるとの理解が広まるとすると、問題があると思われる。本来、価値の重要度、措置の目的達成への貢献度、貿易制限の程度とは、「必要性＝代替措置がないこと」を確認するための考慮要素であったはずである<sup>39</sup>。問題の措置と代替措置の間で貢献度と貿易制限度を比較することは可能でも、問題の措置の貢献度と貿易制限度を比較して、前者が後者を上回るとの比較衡量を行うことは、両者の性格の違いから不可能か、少なくとも困難である。後者の比較衡量は比例原則と呼ばれることもあるが、WTO の必要性テストにおける比較衡量とは、本来そのような比較衡量を想定したものではなかった。

---

ていると言わざるを得ないとの指摘がある。Pauwelyn, *supra* note 6, pp.133-134.

<sup>39</sup> 川瀬剛志「ブラジルの再生タイヤの輸入に関する措置パネル報告・上級委員会報告」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 XVIII』 143-202 頁（経済産業省、2008）。この手法は、Regan により、「最小通商阻害代替措置テスト（less trade-restrictive alternative test）」と呼ばれ、いわゆる比例原則（proportionality principle）とは厳密に区別される。Donald H. Regan, The Meaning of 'Necessary' in GATT Article XX and GATS Article XIV: The Myth of Cost-Benefit Balancing, *World Trade Review* 6(3): 347-369 (2007).

ところが、ブラジル・再生タイヤ事件上級委は、パネルがこの2つの比較衡量を行い、貢献度が制限度を「上回る (outweigh)」との判断を行っているように見えると描写し、かつ、それが間違いでないと確認している<sup>40</sup>。この表現は、上述した WTO における必要性テストの描写としては極めて不用意かつミスリーディングである。実際にパネルが行った分析は、再生タイヤの輸入禁止が人の生命・健康の保護に貢献することが可能かどうか (capable to contribute) の分析であり、必ずしも貢献度と貿易制限性を比較して、前者が後者を上回ると結論したわけではない。上級委は、輸入禁止ほど貿易制限度が深刻である措置の場合は、「実質的な貢献度をもたらす傾向 (apt to make a material contribution)」がなければならないとの基準を設定し、些細な貢献 (marginal or insignificant contribution) でも足りるとのブラジルの主張を拒絶しているが、この基準に基づく分析であったとしても、「貢献度が制限度を上回る」との描写は妥当ではないだろう。

では、本件パネルは暫定的結論に至る過程で、具体的にどのような分析をしているか。パネルは、第1に、貢献度の観点から、各措置が公德保護に「実質的な貢献をする可能性がある (likely to materially contribute or apt to make a material contribution)」かどうか、第2に、各措置の貿易制限の程度を判断し、最後に、公德保護の重要性に照らして、これらを総合評価し、暫定的に必要な、必要でないか判断している。しかし、この過程において、貿易制限度は必ずしも正確に測定できておらず、ましてやほとんどの場合に、貢献度と貿易制限度を比較衡量して、前者が後者を上回るという認定も行われていない。ほぼ貢献があるか否かの判断が、必要か否かの暫定的結論を決している（前掲表2参照）。よって、暫定的結論において、実際には「比較衡量」は行われておらず、貢献度審査に終始していると理解することが可能である。よって、その検討は代替措置の有無の検討を行うに足りない正当化の主張をスクリーニングする程度の意味しか持たない。以上の分析を、本件上級委は「規定ごとにこれらの考慮要素を比較衡量した (Having weighed and balanced these factors for each provision)」と描写した (para.245)。上記のブラジル・再生タイヤ事件上級委の「貢献度が制限度を上回る (outweigh)」との表現よりは穏当な表現ではあるが、なおミスリーディングであろう<sup>41</sup>。

なお、暫定的結論の段階で本件パネルが最も比較衡量を行っているように見受けられるのは、para.7.848 と para.7.849 である。しかし、そこで、パネルは暫定的結論 (preliminary conclusion) の段階であるにも関わらず、(輸入希望者側に申請権がなく当局が完全に裁量で決める) 指定制度の貢献度は、(輸入希望者側に申請権のある) 認可制度のそれを超えることはないのに対し、指定制度の貿易制限度がより高いと述べ、(本来最終的結論で行うべき) 代替措置との比較を事実上行っている。その背景には、本件措置の貿易制限度が絶対的、数量的に示しにくいもので、相対的に示さざるを得なかったという事情もあったと推測するが、この部分を見る限り、パネル自身、上級委に暫定的結論の段階で比較衡量 (weighing and balancing) を行うよう指示されていると理解した結果、相当程度混乱してしまったように見受けられる。このように、暫定的結論の段階での比較衡量という考えや表現には審理の混乱を招く等の実質的な弊害が伴うと思われる。

本来の比較衡量 (weighing and balancing) は、代替措置の有無の検討の中で行われている。そこではもちろん、問題の措置と代替措置の間で貢献度と貿易制限度の比較が行われており、その分析は後述のように妥当である。

<sup>40</sup> *Brazil – Measures Affecting Imports of Retreaded Tyres*, Appellate Body Report, WT/DS332/AB/R, 17 December 2007, para.179.

<sup>41</sup> ただし、本件上級委も、制限的効果に応じて必要となる貢献度が変わってくることを示す中で、再び上回る (outweigh) という表現を使っている (para.310)。他方、本件パネルは一度もこの表現を使っていない。

## ②パネルによる公德保護の重要性と保護水準の認定について

パネルは中国が主張した公德保護の重要性をほぼそのまま受け入れ、「公共政策事項としては、最も重要な、又は最も関心の高い価値に位置づけられる」と宣言した。米国・賭博サービス事件パネルも、GATS14条 a 号の文脈ではあるが、賭博禁止の目的である公德保護を「最も重要な価値(vital and important in the highest degree)」と位置づけており<sup>42</sup>、本件パネルは特に引用していないものの、その姿勢を踏襲するものと理解可能である。その際、GATT20条が公德を冒頭に掲げていることは偶然でないとも述べている(para.7.817)。また、パネルは、保護水準は加盟国が決定すべき事項であることを確認した上で、中国の追求する保護水準は高いと認定し、実際の措置とも矛盾がないことを確認している(paras.7.818-819)。

## ③パネルの要求した貢献度

パネルは各措置が実質的に貢献しているかどうかを検討している。しかし、実質的貢献(a material contribution)は、上述のようにブラジル・再生タイヤ事件上級委が輸入禁止に関し要求した貢献度基準であり、今回の貿易権制限の場合、輸入禁止と同等の輸出禁止と同視し得るかという点では疑問が残る<sup>43</sup>。この点、本件上訴手続では明確に争われておらず、輸出禁止以外について、どのような基準が適用されるかの論点は将来の課題として残っている。

他方、上級委は、パネルが国家計画による輸入事業者数の制限等の貢献度の検討において、“consider whether [the State plan requirement] *makes a contribution* to the realization of ... the protection of public morals in China”(para.7.830)、“limiting China”(para.7.830)、“limiting the number of import entities *can make a material contribution*”(para.7.832)、“contribution”(7.832)、“the requirement of conformity with the State plan is *apt to make a material contribution* to the protection of public morals”(para.7.836)（強調は上級委報告の原文）と異なる複数の表現を用いていることを指摘し、パネルが実際の貢献を見たのか、その傾向があることを見たのかははっきりしないと批判している(para.290)。また、中国が国家計画により輸入事業者数が制限されることを示す証拠を提出していないのに、それを推定して貢献があったとしたパネルの認定を誤りと断じている(paras.296-297)。しかし、その際、上級委は、上記のうち、どの基準が妥当な基準であったのか態度を明確にしておらず、この点の明確化が今後の課題として残っている。

## ④パネルによる代替措置の認定

全体として、先例に沿った代替措置の認定が行われており、上級委も支持している<sup>44</sup>。米国が現行

<sup>42</sup> *United States – Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services*, Panel Report, WT/DS285/AB/R, 20 April 2005, para.6.492. 本件の解説として、松下満雄「米国の国境を越えた賭博サービスの及ぼす影響に係る措置(DS285)パネル報告」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書—ガット・WTOの紛争処理に関する調査 報告書 XV』151-167頁（公正貿易センター、2005）及び同「米国の国境を越えた賭博サービス規制措置（上級委員会報告）」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書—ガット・WTOの紛争処理に関する調査 報告書 XVI』129-139頁（経済産業研究所、2006）。

<sup>43</sup> 例えば、輸入禁止ほど貿易制限性が高くない措置について、より低い貢献度（ある程度の貢献）が適用された例がある。*Canada – Measures Relating to Exports of Wheat and Treatment of Imported Grain*, Panel Report, WT/DS276/R, 6 April 2004, para.6.225.

<sup>44</sup> 申立国がほとんど常に代替措置を提案し、パネルがそれを、国内条件や政策上の制約にほとんど配慮せずに、支持するため、20条の趣旨目的を損なっているとの批判として、次を参照。Wu, *supra* note 11, p.431.

の国有企業による輸入独占よりもより貿易制限的でない代替案として提案したのは、第 1 に、中国国内の検閲システムにおいて採用されている企業内 (in-house) 自主検閲システム、第 2 に、中国政府による集中検閲システム、第 3 に、検閲能力のある第三者への委託による検閲システムである (paras.7.873-875)。他方、中国は、輸入業務と検閲を分解しては中国の求める公徳の保護の水準を達成できず、検閲効率に対し著しい悪影響を及ぼし、輸入プロセスに遅延が生じる (paras.7.876-877)、無限定に輸入と検閲を行う業者を認めると、中国政府に大きな行政負担を発生させ、求める保護の水準が達成できない等と反論した (para.7.878)。

米国が示した代替案のうち、企業内自主検閲システムは実際に国内の検閲システムにおいて採用されている。しかし、国内の出版物、放送等メディア関係の企業はほとんど全て国有企業である。よって、国内と輸入ともに出版物等の検閲は、国有企業を通じて行われているという意味で、中国の検閲制度は一貫性がある。中国政府は、こうした国有企業による検閲が実効的かつ効率的であると認識しており、それが現行制度の基本設計を決定している<sup>45</sup>。しかし、中国は本件紛争でこうした国有企業への信頼、逆に民間企業や外資系企業に対する不信を表に出さずに現行制度を正当化しようとしており、それが中国の主張を非常に説得的でないものとしている印象がある。

他方、パネルは、米国の示した選択可能な代替措置のうち、政府による集中検閲システムと現行制度の、中国の求める目的達成に対する貢献度と貿易制限度を比較し、結論として、当該代替案の場合、現行制度と比べ貢献度が少なくとも同等であり (para.7.894)、現行制度と比べ貿易制限度が低いと判定した (para.7.897)。その際、中国が行政負担の上昇に関し具体的なデータの提出がなかったことも指摘されている。結論として、当該代替案は、中国の検閲により公徳保護の目的の重要性に照らしても、中国が求める公徳保護の水準も達成できる合理的な選択肢であるため (para.7.899)、現行制度は「公徳の保護に必要な措置」とは認められないと判定した (para.7.909)。

以上からは、中国は実施段階で政府集中検閲制度を採用しなければならない、と結論するのは早計である。パネルは、必要性の要件を満たさないとの結論を下すためには、少なくとも 1 つの代替案が採用可能であることを認定すれば足りると考え、他の選択肢については検討しなかった。特に、ここでは政府集中検閲制度に不当なコストが生ずることを中国が立証できなかったために利用可能な代替案が存在すると認定されただけであり、中国がこの不当なコストがあることを改めて立証することができれば、他の選択肢の採用による勧告の実施も排除されないと考えるべきであろう (上級委報告書、para.335)<sup>46</sup>。なお、後述 IV のように実施期限までに中国は出版管理条例と音響映像製品管理条例を改正したが、その主な内容は、国有企業による輸入独占を廃止し、「輸入出版物内容審査能力」の要件を満たす事業者に出版物輸入事業を許可する制度に改めるというものである。つまり、中国は本報告書が米国の示した 3 つの代替案のうち、政府集中検閲制度を採用するように勧告しているとは受け取らず、企業内自主検閲制度の採用によっても同勧告の実施が可能であると考えたものと理解できる。

## 5. 物品とサービスの分類及び貿易権供与義務と GATS 上の義務の適用範囲

従来から、特に欧米間で上映用フィルムが物品に分類されるのか、サービスに分類されるのかとい

<sup>45</sup> Qin, *supra* note10, pp.147-148.

<sup>46</sup> なお、パネルも上級委員会も GATT20 条柱書に関する分析を提示していない。See Appellate Body report, note 614.この結果、例えば政府による集中検閲システムやそれ以外の代替措置を採用した場合に、改めてその適用の柱書適合性が争点となる。これに対する批判として、次を参照。Wu, *supra* note 11, p.429.

う点が争われてきた。上映用フィルムの有形的物理的な側面を重視すれば、物品に分類されやすく、他方、上映用フィルムの価値は、上映される当該映画の内容、つまりはコンテンツ自体に見出されることを強調すれば、サービスに分類されやすくなる。物品に分類されれば、譲許税率の義務、内国民待遇原則、数量制限の禁止等厳格なルール（ただし GATT4 条）に服するのに対し、サービスに分類されれば、サービス約束上、約束しない又は留保をつける等により、規制権限を広く留保することが可能になるという実質的な違いをもたらすため、この点は重要な論点となる<sup>47</sup>。

本件において、中国は、第 1 に、出版用の音響映像製品（マスターコピー）、出版用の音楽録音（マスターコピー）及び上映用フィルムが貿易権供与義務の対象である「物品」に含まれない（paras.7.248, 330, 493-499, 581, 616, 668）と主張した。特に上映用フィルムについては、映画が無形であり、所有できないこと、映画配給業者が映画そのものを購入するのではなく、映画上映権の許諾を受けるに過ぎないこと、フィルムリールが上映配給用にのみ用いられることから、映画サービスの付属品に過ぎない等を指摘した（paras.7.496, 497）。中国は、第 2 に、映画管理条例 30 条、映画企業規定 16 条、音響映像製品管理条例 5 条及び輸入弁法 7 条が、サービスに関する規定であり、貿易権供与義務の適用を受けない（paras.7.493, 500-502, 581, 620）と主張した。特に上映用フィルムに関する前 2 者の規定については、これらが映画の輸入を物品の輸入として取り扱っておらず、むしろ上映配給用映画の利用のための許諾サービスとして取り扱っており、サービスに関する規定である、GATS の映画サービス約束において中国は一定の留保をしており、映画についての規制がサービス規制でなく、物品の輸入権の規制と判断されると中国の権利を損なうことになる」と主張した（paras.7.500-502）。

これに対し、米国は、第 1 点について、米国の主張が有形（tangible）のハードコピーの上映用フィルムに関するものである、HS 統一関税表にこれらの物品に割り当てられた番号があること、中国関税表もこれらを記載し、実際に関税を賦課している、及び GATT に 3 条 10 項及び 4 条（露出済み映画フィルムに関する特別規定）が存在することから、上映用フィルムは物品であることが確認されている、と指摘した（paras.7.503-507）。家庭娯楽用音響映像製品（マスターコピー）及び音楽録音（マスターコピー）についても、GATT3 条 10 条及び 4 条への言及を除けば同様に指摘した（paras.7.621-623, ）。第 2 点については、中国はパネルに問題の措置の物品関連側面を無視するよう求めており、これは、GATT と GATS のどちら一方から分析する必要はなく、両方の適用を受けようとしたカナダ・雑誌事件及び EC・バナナ事件における上級委の指針に反する、中国の GATS 上の約束は、貿易権供与義務違反の措置を維持する権利を留保するものではなく、関係がないと主張した（paras.7.508-510）<sup>48</sup>。

パネルは、第 1 に、米国の主張が、有形の家庭娯楽用音響映像製品（マスターコピー）、音楽録音（マスターコピー）及び上映用フィルムを問題としていること、及び HS 統一関税表にこれらの物品に割り当てられた番号があり、中国関税表もこれらを記載し、関税を賦課していること等を指摘し、

<sup>47</sup> 須網隆夫「貿易と文化—市民的・社会的価値と経済的価値の調整」小寺彰編著『転換期の WTO —非貿易的関心事項の分析』（東洋経済新報社、2003）229-259 頁及び河野俊行「文化多様性と国際法—オーディオ・ビジュアル産業をめぐる貿易摩擦を素材として—（1）（2）」民商法雑誌 135 巻 1 号 58-101 頁、同 2 号 287-316 頁（2006）参照。

<sup>48</sup> *Canada – Certain Measures Concerning Periodicals*, Appellate Body Report, WT/DS31/AB/R, 30 July 1997, p.17 and *European Communities – Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas*, Appellate Body Report, WT/DS27/AB/R, 25 September 1997, para.221. これらの報告における、いわゆる重畳適用説について、拙稿「カナダの雑誌に関する措置」松下満雄他編『ケースブック WTO 法』26-27 頁（有斐閣、2009）及び平覚「EC のバナナ輸入制限上級委員会報告」公正貿易センター編『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 VIII』101-102 頁（公正貿易センター、1998）参照。

すべて物品に該当すると判断した (paras.7.521-526, 584, 639-642, 672)。第 2 に、中国が貿易権供与義務の適用を受けないと主張した 4 つの措置は、いずれも誰が物品の輸入を認められるかに関する措置であり、貿易権に関する義務の適用対象となると判断した (paras.7.560, 584, 651-652, 674)。特に、上映用フィルムについては、中国語の「電影」とその英訳である「フィルム」が、映画そのもののコンテンツを指すのか、上映用フィルムという有形物を指すのかに関し、幅広い意味を持つと考えられる一方で、前者の主張が有利とする独立の翻訳者の意見がある。しかし、どのような意味を持つにしても、それに関する問題の措置が、誰がフィルムの輸入を認められるかに直接関する措置であるか、少なくとも誰がフィルムの輸入を認められるかに必然的に影響を与える措置であるので、貿易権に関する義務の適用対象となると判断した (para.7.543)。その際、米国も依拠した GATT と GATS の重畳適用がありえて、物品貿易に影響を与える場合は GATT が適用されるとした EC・バナナ事件上級委が引用されている (para.7.541)。

まず、第 1 点について、パネルは、上記 3 つの製品が物品であるとの認定に際し、有形である (tangible) こと、HS 統一関税表、中国関税表、中国の関税賦課の事実を根拠として提示したが、他方で米国が上映用フィルムについて主張した GATT4 条の存在については触れていない。この関連で中国は、ウルグアイ・ラウンドにおけるオーディオ・ビジュアルサービス交渉において、GATT 事務局が「GATT4 条は、GATT において唯一サービスに関係する規定である」と説明している文書を引用し<sup>49</sup>、GATT4 条が上映用フィルムに関する措置に、物品に関する WTO 規律を適用することを肯定する根拠とならないと主張している (para.7.517)。この主張が功を奏し、パネルが認定に際し、GATT4 条に言及しなかったのかは必ずしも明らかではない。しかし、この文書の存在を強調すれば、上映用フィルム以外の音響映像製品及び音楽録音 (マスターコピー) について同じ結論を下しにくくなるため、この点がパネルの態度に影響した可能性は否定できない。他方、パネルが根拠の一部として挙げた中国関税表上の取り扱いや中国の関税賦課の事実は、国毎に事情が異なりうるため、他の WTO 加盟国について同様な解釈を導く際に、一般的な根拠としにくい。このように検討してくれば、有形物という性質と HS 統一関税表における番号の有無が、中国以外の加盟国にも一般的に適用可能な物品性認定上の基準として浮かび上がってくる。

第 2 点について、パネルは、EC・バナナ事件上級委の重畳適用説及び物品貿易への影響の有無の基準に従って、上映用フィルム等に関する措置がサービスに関係があるとしても貿易権の供与に影響があるのであれば、貿易権供与義務の適用対象とした。また、パネルは、中国が上映許諾契約の一部として輸入される上映用フィルムとそれ自身の権利として輸入される物品を区別しようとしたのに対し、議定書 5.1 条が、貿易権が「すべての物品」に関して与えられると規定していることを指摘した (para.7.551)。さらに、中国による、サービス約束表においてフィルム輸入数の制限が明記されていること (収益分配契約について年間 20 本) を前提に、フィルムは貿易権の対象である物品から除外されるという抗弁については、パネルは、GATS18 条のどこにもサービス約束が他の WTO 義務を減少させることは示唆されていないこと、アルゼンチン・鶏肉事件上級委における「譲許表の記述は、義務を付け加えることはできても、義務を減少することはできない」との解釈を引用し<sup>50</sup>、サービス約束表にも同じ考えが適用できることを根拠として、当該抗弁を拒絶している (para.558,

<sup>49</sup> MTN.GNS/AUD/W/1, para.2.

<sup>50</sup> *European Communities – Measures Affecting the Importation of Certain Poultry Products*, Appellate Body Report, WT/DS69/AB/R, 23 July 1998, para.98.

fn.428)。

中国は、上記の第2点に焦点を当て上訴したが、上級委は、映画のコンテンツが物理的な配送物によって伝達される場合、映画のコンテンツが物理的な物品を通じて表現され、かつ、それに埋め込まれているという明白な理由により、映画管理条例30条が、必然的に誰が物品の輸入を認められるかを規制することになると述べ、同時に上映用フィルムに関する輸入取引が当該フィルムの利用の重要な特徴でないとしても、それにより貿易権供与義務の適用が排除されるものではないと説示した

(para.188)。また、GATS発効によりGATT上の義務が減じられることはないとしたカナダ・雑誌事件上級委やGATT及びGATS上の義務の重畳適用の可能性を認めたEC・バナナ事件上級委を引用し、中国による、サービスに関する措置であるから貿易権供与義務の対象外であるとする抗弁を拒絶し(para.193)、「雑誌が編集内容と広告の2つの要素から構成される物品であり、いずれもサービスの性質を有するが、両者は組み合わせられ、物理的な物品、つまり雑誌それ自体を構成している。」と述べたカナダ・雑誌事件上級委を引用し、コンテンツと商品の区別はできず、両者は相互に排他的でないとした(para.195)。さらに、映画管理条例30条が、誰が物品の輸入を認められるかに対し偶然でなく不可避的に影響することを指摘し(para.196)、パネルの判断を妥当として支持した

(para.200)。出版用の音響映像製品(マスターコピー)及び出版用の音楽録音(マスターコピー)に関する音響映像製品管理条例5条及び輸入弁法7条についても、パネルが上映用フィルムに関する措置についての判断を準用していることから、妥当として支持した(para.204)。

上記の通り、パネル及び上級委は、先例において認められていた、GATT及びGATSの重畳適用説、及びサービスの側面を持つとしても物理的な物品はあくまでも物品であり、その貿易に影響が及ぶ限り、物品のルール適用が及ぶという考えを、上映用フィルム及び音響映像製品・音楽録音のマスターコピーに対しても、そのまま適用した。これは、あくまでも貿易権供与義務に関する解釈であるものの、今後のGATT上の義務に関する紛争においても、先例として参照され、同様に解される可能性は極めて高い。しかし、他方で、この点については、宝くじ券は物理的な紙であるから自動的に物品に分類され、宝くじの越境活動の禁止が、物品貿易に関する措置となるのかという疑問が、本件中国の主張のみならず(para.7.516)、学説からも提起されている<sup>51</sup>。同様に、上映用フィルムを物理的に伝達するのではなく、インターネットにより送信する方法が採用されたとしたら、この取引はGATTでなくGATSの問題となるのかとの疑問も提起されている<sup>52</sup>。

## 6. 「音楽録音流通サービス」の解釈

本件における米国の主張のほとんどは、輸入であれ、流通サービスであれ、物理的な物品に関するものである。しかし、GATSに関する主張においては、米国は唯一インターネットによる音楽録音の電子的配信サービスに関する主張を行っている。中国のサービス約束表には、音楽録音流通サービスについてGATS16条の市場アクセス及び同17条の内国民待遇に関する約束が明記されている。本件では、この「音楽録音流通サービス」に、インターネットによる電子的な配信サービスが含まれるか否かが大きな争点となった。中国は、同サービスにはCDやテープといったハードコピーの流通のみが含まれると抗弁した(paras.7.1144, 1161-1166)。

<sup>51</sup> Pauwelyn, *supra* note 6, p.127.

<sup>52</sup> *Ibid.*, p.128. 後述6の音楽録音流通サービスの解釈においては技術的中率性の原則に立ちながらも、物品のルールの適用範囲の解釈においては技術的非中立性の原則に立っており対照的であると指摘とされている。*Ibid.*, pp.132, 139.

しかし、本件パネル報告書は、ウィーン条約法条約 31 条に従い、「音楽録音」及び「流通サービス」の辞書的な意味 (paras.7.1172-81)、その文脈 (paras.7.1182-1218) 並びに趣旨・目的に基づき、「音楽録音流通サービス」にインターネットによる電子的な配信サービスが含まれるとの暫定的な結論を導き (para.7.1220)、さらに、同条約 32 条の「条約の準備作業」 (paras.7.1223-1234) 及び「条約の締結の際の事情」 (paras.7.1237-1247) といった補足的な手段も参照した上で、「音楽録音流通サービス」にインターネットによる電子的な配信サービスが含まれると最終的に結論を下した (para.7.1265) <sup>53</sup>。その中で、サービス約束の時点でのサービスの技術的可能性又は商業上の現実が、ウィーン条約法条約 32 条の「条約の締結の際の事情」を構成しうるとしつつも、約束時の技術的可能性の欠如を示す証拠の重要性については慎重に検討する必要があると述べ、現在ほど当該技術が使われていなかった事実は原則として補足的な手段として関連性を持ちうると述べた (para.7.1237)。しかし、証拠の検討の結果、パネルは、一部ではあるが 1998 年までに、そして、いずれにしても中国サービス約束発効 (2001 年 12 月 11 日) 前までに、インターネットによる音楽録音の電子的な配信サービスが技術的に可能であったと判断した (para.7.1242)。そのため、電子的配信の技術的可能性又は商業的可能性について中国交渉者及び他の加盟国が認識していなかったという理由で、「音楽録音の流通サービス」から電子的配信が除外されるとの主張に説得力はないとして、この認定はウィーン条約法条約 31 条に基づく条規解釈と適合的であるとした (para.7.1247)。

中国はこの認定を不服として上訴したが、上級委は、音楽録音とは、どのように流通されるかにかかわらず、録音された内容を指すと解し、パネルの解釈を支持した。しかし、その際、約束時の技術的可能性によって文言の意味が左右されるとすると、加盟時の異なる加盟国毎に意味が違ってしまい、予測可能性が損なわれると付け加えている (para.397) <sup>54</sup>。

以上のパネル及び上級委の解釈が、将来の事件において、いかなる意味を持つと評価されるか。本件報告書の採択時期と相前後する 2010 年 1 月、中国からのグーグルサーバーへのハッキング事件が明らかとなり、これを契機にグーグルと中国政府の間で紛争が生じ、最終的にグーグルは中国政府による検閲要求に今後、協力しない方針を表明し、中国本国内での検索サービス提供を断念し、サービスを香港経由に切り替えた (以下「グーグル対中国紛争」という。)。これ受け、中国政府によるインターネット上の情報管理及び検閲の WTO 適合性が活発に議論されている<sup>55</sup>。その中では、本件報告書がグーグル対中国紛争にどのような示唆を与えるかがしばしば議論の俎上に上っている。特に、中

<sup>53</sup> このように交渉当時、明らかであったことが、時間経過により新たに解釈され直され、約束内容が変化することはありうることであるとして、米国・賭博事件において米国サービス約束表における「娯楽」に何ら制限がされていなかった結果、インターネット経由の賭博サービスもそこに含まれると幅広く解釈された例を引用し、冷静な反応を呼びかける中国国内の議論として、朱欒葉編著『世界貿易組織国際貿易紛糾案評析 2007-2009』369 頁 (法律出版社、2010)。

<sup>54</sup> 同様に、EC 及び同加盟国・IT 製品事件パネルは、一定の製品の関税分類を解釈する際に、情報技術協定 (ITA) 交渉時点での技術の状況を検討する必要はないと述べている。See e.g., *European Communities and its Member States – Tariff Treatment of Certain Information Technology Products*, Panel Report, WT/DS375/R, WT/DS376/R and WT/DS377/R, 21 September 2010, para.7.600.

<sup>55</sup> Google, *Enabling Trade in the Era of Information Technologies: Breaking Down Barriers to the Free Flow of Information*, November 2010.

<[http://static.googleusercontent.com/external\\_content/untrusted\\_dlcp/www.google.com/en/us/googleblogs/pdfs/trade\\_free\\_flow\\_of\\_information.pdf](http://static.googleusercontent.com/external_content/untrusted_dlcp/www.google.com/en/us/googleblogs/pdfs/trade_free_flow_of_information.pdf)> See also Brian Hindley and Hosuk Lee-Makiyama, *Protectionism Online: Internet Censorship and International Trade Law*, ECIPE Working Paper, No.12/2009.

<<http://www.ecipe.org/publications/ecipe-working-papers/protectionism-online-internet-censorship-and-international-trade-law/PDF>>; Ritika Patni and Nihal Joseph, *WTO Ramifications of Internet Censorship: The Google-China Controversy*, *NUJS Law Review* 3: 337-363 (2010).

国がサービス約束表において内国民待遇や市場アクセスを約束している「データ処理サービス」、「データベースサービス」の中に、ネット上の情報サービス、ひいては検索サービスも含まれるかが大きな争点とされている。

一部論者は、米国・賭博サービス事件パネル報告書（para.6.281）や本件も参照しながら、WTO判例がサービスについて技術中立性（technological neutrality）の原則を採用していると論じ、ネット上のサービスも中国の約束に含まれると論ずる<sup>56</sup>。また、本件パネル報告書が採用した技術的可能性に関する解釈手法を応用すれば、議定書発効当時に既にインターネット情報サービスが存在したのであるから、これらも中国の約束の範囲に含まれるとの解釈が導かれやすいとの主張がある<sup>57</sup>。

しかし、後者の主張は、本件上級委の上記判示に照らすと妥当な解釈ではないだろう。他方、本件パネルは米国の主張を受け技術中立性の原則について検討したが、本件では適用する必要はないとしている（para.7.1258）。よって、パネルは同原則を明確に採用してもいないが、否定もしていない。前者の議論は本件パネル報告書段階のものである。しかし、本件上級委の上記解釈に照らしても、その結論にはある程度首肯できる。

グーグル対中国紛争をきっかけとして、米国も中国検閲制度そのものに対する WTO 紛争解決上の協議要請の是非を検討し始めたが、同時にカーク米国通商代表は二国会協議による解決を強く志向しているとの報道がある<sup>58</sup>。2011年3月23日現在、米国はそのような協議要請を行っていない。仮に行われた場合は、上記の通り本件報告書の意義が改めて争われることとなると予想される。

#### IV. 本件の実施状況

本件パネル及び上級委報告書は、2010年1月19日のDSB会合において採択された。同年2月18日のDSB会合において、中国は本件勧告を実施する意思を通知した。同年7月12日、米中の二国間で、DSU21条3項c号の本件勧告の実施のための合理的な期間は、14カ月（実施期限は2011年3月19日）とする旨合意された<sup>59</sup>。

これを受け、2011年3月19日、中国国務院は、出版管理条例及び音響映像製品管理条例の改正を公布した<sup>60</sup>。技術的なものも含め多くの規定が改正されている。その中でも、旧出版管理条例42条1項2号及び4号が、出版物輸入事業単位の設立の条件の1つとして、「国有独資企業で、かつ国務院出版行政部門の認定に符合する主弁単位及び主管機関を有するもの」、「出版物輸入業務にふさわしい組織機構及び国家の規定する資格条件に合致する専門人員を有するもの」と、それぞれ規定していたところ、新出版管理条例42条2号及び4号は、「国務院出版行政主管部門の認定に符合する主弁単位及び主管機関を有するもの」、「輸入出版物内容審査能力を有するもの」と、それぞれ改正した。この結果、100%国有企業（いわゆる国有独資企業）への限定が削除され、かつ出版物輸入事業単位の設立許可にあたっての出版行政主管部門の裁量の余地が狭められた。また、旧出版管理条例42条

<sup>56</sup> Hindley and Lee-Makiyama, *supra* note 55, p.10.

<sup>57</sup> Patni and Joseph, *supra* note 55, pp.356-357.

<sup>58</sup> Kirk Says USTR Weighing WTO Case Over Chinese Internet Censorship, *Inside U.S.-China Trade*, March 10, 2010, p.3. この姿勢は、本件パネル審理において、中国検閲制度の基準それ自体に関する主張を行わなかった米国の姿勢と一貫性がある。前述4(1)、特に注37参照。

<sup>59</sup> *China – Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products*, Agreement under Article 21.3(b) of the DSU, WT/DS363/16, 13 July 2010.

<sup>60</sup> 《国務院關於修改〈出版管理条例〉的决定》（中華人民共和國国務院令第594号、2011年3月19日）<[http://www.gov.cn/zwggk/2011-03/19/content\\_1827821.htm](http://www.gov.cn/zwggk/2011-03/19/content_1827821.htm)>及び《国務院關於修改〈音像制品管理条例〉的决定》（中華人民共和國国務院令第595号、2011年3月19日）<[http://www.gov.cn/zwggk/2011-03/19/content\\_1827838.htm](http://www.gov.cn/zwggk/2011-03/19/content_1827838.htm)>

2項は「出版物輸入事業単位の設立の審査許可に当たっては、前項に列挙した条件に照らすほか、さらに出版物輸入事業単位の総量、構造及び配置の国家計画に合致しなければならない。」と規定していたところ、新出版管理条例では同項が削除されている。これも出版物輸入事業単位の設立許可にあたって出版行政主管部門の裁量が狭められたと評価することができる。よって、以上の条例改正を見る限りでは、100%国有企業（中国図書進出口公司）以外にも出版物輸入が認められ、かつ、「輸入出版物内容審査能力を有する」という客観的条件を満たすか否かに基づいて出版物輸入事業の許可が下されることとなる。つまり、この改正新条例は、輸入時の検閲について、本件で米国が主張していた3つの代替案のうち、企業内(in-house)自主制度によって対応する代替案を採用したと理解することができる。しかし、それらの実施規定及び運用において、この点が実際に確保されるかどうか現時点では明らかでない。

また、音響映像製品管理条例に関しては、旧条例6条が「国務院出版行政部門及び文化行政部門は、音響映像事業の発展計画を制定する責任を負い、国務院が規定する職責配分に照らして、それぞれ全国音響映像出版単位、音響映像複製単位及び音響映像製品輸入事業単位の総量、配置及び構造を確定する。」と規定していたところ、新条例6条は「国務院出版行政主管部門は、音響映像事業の発展計画を制定する責任を負い、全国音響映像出版単位、音響映像複製単位の総量、配置及び構造を確定する。」と改正した。この結果、音響映像製品輸入事業単位の総量、配置及び構造については出版行政主管部門の計画の対象から外れることとなる。また、旧条例27条が「音響映像製品完成品輸入業務は国務院文化行政部門が指定する音響映像製品完成品輸入事業単位によって事業を行う。指定を經ていないものは、いかなる単位又は個人も音響映像製品完成品輸入業務を行ってはならない。」と規定したところ、新条例27条は、国務院文化行政部門を国務院出版行政主管部門に、また、2カ所の「指定」の文言を「許可(原文は「批准」)」に、それぞれ変更している。これにより、音響映像製品完成品輸入業務を行おうとする者は、国務院出版行政主管部門に申請をすることが可能となり、その際、音響映像製品輸入事業単位の総量、配置及び構造についての出版行政主管部門の計画は制定されないため、それによって許可が左右されることはないと期待される。よって、以上の改正によれば、音響映像製品管理条例に関する限りでは、本件勧告を実施したように理解可能である。しかし、それらの実施規定及び運用において、以上の改正の趣旨が実際に確保されるかどうか現時点では明らかでない。

中国国内の研究者からは、中国が本件勧告を実施しないおそれがあり、それがWTO紛争解決メカニズムに不安定効果をもたらすことが懸念されていた<sup>61</sup>。2011年3月19日の2つの条例の改正は、勧告をある程度実施する内容を盛り込んでいる。しかし、その改正内容についても、本件勧告を実施するものであるかどうか評価するためには、上記の通り、それらの実施規定及び実際の運用を待たなければならない。さらに、パネル及び上級委が議定書及び作業部会報告に適合的でないとして認定した9つの措置のうち残り7つの措置（そのうち輸入弁法は音響映像製品管理条例の実施規定）並びにGATT及びGATSに適合的でないとして認定した多くの措置については、2011年3月23日現在の著者による調査の範囲では勧告の実施の有無について把握できなかった<sup>62</sup>。しかし、2011年3月23日時

<sup>61</sup> Wu, *supra* note 11, p.427.

<sup>62</sup> しかし、中国は、2011年3月25日DSB会合において、出版管理条例及び音響映像製品管理条例の2つの法律だけでなく、部門規章(日本では省令以下の法規に対応)レベルでも多くの改正を行ったと発言したと報道されている。U.S. Blasts China for Incomplete Implementation of WTO AV Decision, *Inside U.S.-China Trade*, March 30, 2011, pp.4-5. なお、流通弁法は、中外パートナーシップ企業だけが音響映像製品の流通事業活動を認められ、かつ中国資本が51%超であることを義務づけるが、世界の大企業は100%資本であるか、或いは主導権又は株式を掌握するといった各種の方法で既に中国音楽流通市場に完全に参入しており、これらの時宜に合わない弁法の規定は確実に改正

点で既に米国は、中国は勧告を実施していない旨表明し、この点を同月 25 日の DSB 会合の議題とするよう DSB 議長に要請した<sup>63</sup>。同 DSB 会合において、米国は、特に上映用フィルムに関する実施がなされておらず、かつ出版物等に関しても実施が不完全であることに懸念を表明した<sup>64</sup>。よって、今回の改正は完全な実施の勧告と評価することは難しい模様である。今後、本件実施を巡る紛争がいかなる展開を見せるのか注目に値する。

以上

---

する必要があるとの中国研究者の主張として、賀小勇他『WTO 専題研究』387 頁（北京大学出版社、2010）。

<sup>63</sup> DSB to Discuss China's Failure to Implement WTO Findings in AV Case, *Inside U.S.-China Trade*, March 23, 2011, p.4.

<sup>64</sup> Statements by the United States at the March 25, 2011 DSB Meeting, available at <http://chinatradeextra.com>. なお、本件において中国は、上映用フィルムに関する措置について、20 条 a 号の例外による正当化を主張していない。それは、中国が、上映用フィルムが、サービスであると一貫して主張しており、GATT20 条 a 号の対象となる物品に該当しないと考えたためと、推測される。Elanor A. Mangin, Market Access in China—Publications and Audiovisual Materials: A Moral Victory with a Silver Lining, *Berkeley Technology Law Journal*, 25:279-310 (2010), note 109. しかし、そのような場合でも選択的な主張を行うことは認められよう。そのため、本件報告書では、上映用フィルム関連措置について、20 条 a 号要件該当性がまったく認定されていない。よって、たとえば、中国が実施において、100% 国有企業による輸入独占を廃止すると同時に、輸入権を内容審査（検閲）能力のある一定の企業に限定するような代替措置をとった場合、改めて紛争が生ずるおそれがある。

【参考文献】

- Doyle, Christopher, Gimme Shelter: The “Necessary” Element of GATT Article XX in the Context of the China-Audiovisual Products Case, *Boston University International Law Journal* 29:143-167 (2011).
- Gao, Henry, The Mighty Pen, the Almighty Dollar, and the Holy Hammer and Sickle: An Examination of the Conflict between Trade Liberalization and Domestic Cultural Policy with Special Regard to the Recent Dispute between the United States and China on Restrictions on Certain Cultural Products, *Asian Journal of WTO & International Health Law and Policy*, 2(2): 313-344 (2007).
- Google, Enabling Trade in the Era of Information Technologies: Breaking Down Barriers to the Free Flow of Information, November 2010.  
<[http://static.googleusercontent.com/external\\_content/untrusted\\_dlcp/www.google.com/en/us/googleblogs/pdfs/trade\\_free\\_flow\\_of\\_information.pdf](http://static.googleusercontent.com/external_content/untrusted_dlcp/www.google.com/en/us/googleblogs/pdfs/trade_free_flow_of_information.pdf)>
- Hindley, Brian and Hosuk Lee-Makiyama, Protectionism Online: Internet Censorship and International Trade Law, *ECIPE Working Paper*, No.12/2009.  
<<http://www.ecipe.org/publications/ecipe-working-papers/protectionism-online-internet-censorship-and-international-trade-law/PDF>>
- Mangin, Elanor A., Market Access in China—Publications and Audiovisual Materials: A Moral Victory with a Silver Lining, *Berkeley Technology Law Journal*, 25:279-310 (2010).
- McGivern, Brendan, Chinese Import Restrictions on Publications and Entertainment Products Found to be WTO Inconsistent, *ASIL Insight* October 27, 2009, 13(9).  
<<http://www.asil.org/files/insight091027pdf.pdf>>
- Pauwelyn, Joost, Squaring Free Trade in Culture with Chinese Censorship: The WTO Appellate Body Report on *China – Audiovisuals*, *Melbourne Journal of International Law* 11(1): 119-140 (2010).
- Qin, Julia Ya, The Challenge of Interpreting ‘WTO-PLUS’ Provisions, *Journal of World Trade* 44(1):127-172 (2010).
- Regan, Donald H., The Meaning of ‘Necessary’ in GATT Article XX and GATS Article XIV: The Myth of Cost–Benefit Balancing, *World Trade Review* 6(3): 347-369 (2007).
- Ritika, Patni and Joseph Nihal, WTO Ramifications of Internet Censorship: The Google-China Controversy, *NUJS Law Review* 3:337-363 (2010).  
<<http://www.nujslawreview.org/articles2010vol3no3/ritika-patni-and-nihal-joseph.pdf>>
- Sacha, Wunsch-Vincent, The Internet, Cross-Border Trade in Services, and the GATS: Lessons from US–Gambling, *World Trade Review*, 5(3):319-355 (2006).
- Voon, Tania, China – Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products, WT/DS363/R, *American Journal of International Law*, 103:710-716 (2009).
- Wang, Heng, What Do Trading Rights and General Exceptions Mean for China?: Some Observations of China-Audiovisual Services, *Gonzaga Journal of International Law*, 11(3)

(2007-2008).

Wu, Tim, *The World Trade Law of Censorship and Internet Filtering*, 2006.

<[http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=882459](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=882459)>

Wu, Xiaohui, Case Note: China – Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products (WT/DS363/AB/R), *Chinese Journal of International Law*, 9(2):415-432 (2010).

WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Appellate Body Report, China – Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products (WT/DS363/AB/R).

WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Panel Report, China – Measures Affecting Trading Rights and Distribution Services for Certain Publications and Audiovisual Entertainment Products (WT/DS363/R).

梅島修「DS343 米国－タイ産エビ等へのボンド要求、DS345 米国－AD/CVD 関税担保通達」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 XIX』（経済産業省、2009）73-109 頁

<[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/ds/panel/panelreport.files/0804.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.files/0804.pdf)>

賀小勇他『WTO 專題研究』（北京大学出版社、2010）

川島富士雄「中国の WTO 加盟に関する研究：対中国経過的セーフガード規定の WTO 法における位置付け(1) (2) (3)」金沢法学 45 卷 1 号横 59-98 頁（2002）、同 45 卷 2 号横 51-105 頁（2003）及び同 46 卷 2 号横 1-69 頁（2004）

川島富士雄「ドミニカ共和国のタバコの輸入及び国内販売に関する措置」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 XVII』25-52 頁（経済産業研究所、2007）

<[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/wto\\_bunseki/data/kawashima.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_bunseki/data/kawashima.pdf)>

川島富士雄「中国の自動車部品の輸入に関する措置」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 XIX』203-225 頁（経済産業省、2009）

<[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/ds/panel/panelreport.files/0807.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.files/0807.pdf)>

川島富士雄「カナダの雑誌に関する措置」松下満雄他編『ケースブック WTO 法』26-27 頁（有斐閣、2009）

川島富士雄「中国による鉱物資源の輸出制限と日本の対応」ジュリスト 1418 号 37-43 頁（2011）

川瀬剛志「ブラジルの再生タイヤの輸入に関連する措置」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 XVIII』143-202 頁（経済産業省、2008）

<[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/wto\\_bunseki/data/07kawase.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_bunseki/data/07kawase.pdf)>

河野俊行「文化多様性と国際法（1）（2）－オーディオ・ビジュアル産業をめぐる貿易摩擦を素材として－」民商法雑誌 135 卷 1 号 58-101 頁、同 2 号 287-316 頁（2006）

朱欒葉編著『世界貿易組織国際貿易紛糾案評析 2007-2009』（法律出版社、2010）

須網隆夫「貿易と文化－市民的・社会的価値と経済的価値の調整」小寺彰編著『転換期の WTO －非貿易的関心事項の分析』229-259 頁（東洋経済新報社、2003）

鈴木将文「【WTO パネル・上級委員会報告書解説②】中国－知的財産権の保護・実施に関する措置 (WT/DS362/R) －TRIPS 協定の権利行使に係る規律をめぐって－」RIETI Policy Discussion Paper Series 11-P-011（2011 年 3 月）<<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/11p011.pdf>>

平覚「ECのバナナ輸入制限上級委員会報告」公正貿易センター編『ガット・WTOの紛争処理に関する調査 調査報告書 VIII』77-104頁（公正貿易センター、1998）

<[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/wto\\_bunseki/data/97taira.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_bunseki/data/97taira.pdf)>

松下満雄「米国の国境を越えた賭博サービスの及ぼす影響に係る措置(DS285)パネル報告」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書—ガット・WTOの紛争処理に関する調査 報告書 XV』151-167頁（公正貿易センター、2005）

<[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/pdf/ds/panelreport/2004/matsushita.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/pdf/ds/panelreport/2004/matsushita.pdf)>

松下満雄「米国の国境を越えた賭博サービス規制措置（上級委員会報告）」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書—ガット・WTOの紛争処理に関する調査 報告書 XVI』129-139頁（経済産業研究所、2006）

<[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/pdf/ds/panelreport/2005/matsushita.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/pdf/ds/panelreport/2005/matsushita.pdf)>